

# メッシナ提案とイギリス —ヨーロッパ共同市場構想への 初期対応決定過程, 1955年(1)

益 田 実

目次

序章

第1章 50年代前半までのイギリスおよび ECSC 諸国の対外経済政策とメッシナ提案成立の背景 (55年6月初めまで)

(以上, 本号掲載。)

第2章 イギリスによるスパーク委員会参加の決定 (55年7月初めまで)

第3章 相互援助委員会作業部会での検討作業とスパーク委員会での作業の進展 (55年7月から8月末まで)

第4章 相互援助委員会中間報告の閣僚による承認 (55年9月初めから9月末まで)

第5章 相互援助委員会最終報告書の完成 (55年10月初めから10月末まで)

第6章 経済運営委員会と経済政策委員会での決定とその通知, 各国の反応 (55年11月から12月)

結章

## 序 章

### 1

1955年6月シチリア島メッシナにおいて開かれたベネルクス諸国・イタリア・フランス・西ドイツ6カ国外相会談は, 終了後, 共同声明を発

## 論 説

表し、運輸・エネルギー分野での共同機構の設立、共同市場 (a common market) の設立、社会政策の調和といった新たなヨーロッパ統合のための具体的な目標を掲げ、そのための検討作業に入ることを明らかにした。これが、いわゆる、「ヨーロッパの再発進」(“the relaunch of Europe”) であり、前年 8 月のヨーロッパ防衛共同体 (European Defence Community: EDC) 条約のフランスによる批准拒否により停滞状態に陥っていた 6 カ国によるヨーロッパ統合運動はここに再開され、57 年のローマ条約調印へとつながってゆくことになった。

このメシナ声明に基づく検討作業は 55 年 7 月よりブラッセルにおいてベルギー外相スパーク (Paul-Henri Spaak) を議長とする、いわゆるスパーク委員会によって開始され、翌年 4 月に最終報告書を提出し、ヨーロッパ共同市場 (European Common Market)、すなわち後のヨーロッパ経済共同体 (European Economic Community) とヨーロッパ原子力機関 (EURATOM) の設立を勧告することになる。このスパーク委員会の検討作業は 6 カ国のみによりおこなわれたのではなく、6 カ国とともに西欧同盟 (Western European Union: WEU) を形成するメンバーとして、そしてヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community: ECSC) の「協力国」(“an associated state”) として、その参加を要請された、当時イーデン (Anthony Eden) 保守党政権下にあったイギリスも、この検討作業に代表を派遣したが、55 年 11 月中旬、6 カ国に対してイギリス政府は、ヨーロッパ共同市場および EURATOM への参加は不可能であるとの態度を表明し、半年間にわたるその直接の関与を終えることになった。この決定と同時にイギリス政府は 6 カ国による共同市場への独自の対抗案の検討に着手し、56 年以降、自由貿易地帯 (Free Trade Area: FTA) 構想を推進してゆくことになる。

こうして、ECSC 形成につながった 50 年のシューマン・プランの時に

引き続き、イギリスは6カ国とともに後のEC設立メンバーとなる機会を与えられながら、二度までもその申し出を拒絶することになったわけであり、以後、今日まで、イギリスとヨーロッパ統合運動の関係のなかで、この55年のメッシナ提案へのイギリスの対応は大きな転機とみなされてきた。

30年ルールによる55年当時の公文書公開後、イギリスを中心にこの過程を研究する二次文献はいくつか発表されてきたが、これらは大別してこの時期のみをあつかったものと、この時期も含めそれ以降の時期もあつかったものにわかれる。まず前者としては主なものとしては、Simon Burgess & Geoffrey Edwards, “The Six Plus One : British Policy-making and the Question of European Economic Integration, 1955” in *International Affairs*, vol. 64, no. 3, pp. 393-413. そして John W. Young, “‘The Parting of the Ways’ ? : Britain, the Messina Conference and the Spaak Committee, June-December 1955” in Michael Dockrill & John W. Young (eds.) *British Foreign Policy, 1945-1956*, (Macmillan, 1989), pp. 197-223. があり、後者では主な公刊されたものとしては Wolfram Kaiser, *Using Europe, Abusing the Europeans : Britain and European Integration, 1945-63*, (Macmillan, 1996)が唯一であるが、未公刊の博士学位論文として、Martin Schaad, ‘Anglo-German Relations During the Formative Years of the European Community ; 1955-1961’, (D. Phil. thesis, Oxford, 1995)および Elizabeth Kane, ‘Tilting to Europe ? British Responses to Developments in European Integration 1955-1958’, (D. Phil. thesis, Oxford, 1996)が詳細な検討をおこなっている。さらに Roger Bullen, “Britain and ‘Europe’ 1950-1957” in E. Serra (ed.), *The Relaunching of Europe and the Treaties of Rome*, (Brussels, 1989), pp. 315-338. も、小論ではあるが、メッシナ提案へのイギリス政府の対応に触れている。また Alan S.

## 論 説

Milward, *The European Rescue of the Nation-State*, (Routledge, 1992) は、ECSC 成立後からローマ条約調印までのヨーロッパ経済統合の過程を大陸6カ国とイギリスという7つの主要アクターすべてに注目し、国際経済史的アプローチから分析したものであるが、イギリスのメッシナ提案への対応を含めたローマ条約に至る50年代の大陸諸国との経済関係についての分析もおこない、メッシナ提案の背景とイギリスの対応の原因についても、外交史的アプローチではないが、詳細な検討をおこなった重要な著作である。

これらの文献は、しかし、主として1961年のマクミラン (Harold Macmillan) 政権によるEEC加盟申請前後の時期を扱った研究<sup>(1)</sup>の昨今における量的な増大ぶりに比較すれば、分量的にはそれほど多くはなく、どちらかというと学界においても、より低い関心しか集めてはいないようである。そして、実質半年、その前後を含めても一年に満たない期間の出来事に関して、基本的に同じ一次史料を用いた研究であり、描き出される具体的事実関係について大きく異なるものではない。

とはいうものの、比較的数字が少ないながらも、これらの55年の時期を扱った研究は、それぞれに微妙に異なった視点を持ち、その結論においても、すなわちイギリス政府の対応決定の中で各種アクターの果たした役割、イギリスの対応のもった意味、そしてそのような対応に至った原因という、歴史的事実の解釈の面で、かなりの異なった主張がなされているという点では興味深いものである。

結局、これら二次文献のすべてが、視点や手法や対象時期の相違にもかかわらず、この55年のイギリスの政策決定過程の分析を通じて共通の目標としているのが、歴史的事実の再現という基本的目的以上にむしろ、55年11月の共同市場不参加の決定というイギリスの判断を「失敗」ととらえ、その「責任者探し」をおこなうというものであり、そのような研究者の先験的な主観的判断と密接に結びついた解釈をおこなうがゆえ

に、それに対して提示される解答は、比較的短い時期を対象とし、同じ史料を用い、ほぼ単一のイシューをめぐる政策決定過程を分析しながら、不一致を示さざるを得ないのであろう。

そのような研究の蓄積の中にさらに筆者による新たな研究が付け加えられるならばその目的は果たしていかなるものであるべきなのかというのは当然起こる疑問である。それに対しては、筆者としては、既存の研究が提示する解釈に対して懐疑的留保を抱きながら、筆者なりの歴史的事実の再現作業をできるだけ先入主を排しておこない、その結果として幾つかの論点に関して筆者なりの納得できる結論を提示するものである、というしかできないであろう。

## 2

本論に入る前に、まず、そのような既存の研究間の対立する主張の整理とそれに対して本稿が最終的に提示することになる筆者なりの解釈についてごく簡単に整理しておくことをおこなっておきたい。これらは大別して3点に整理できるようである。

まず、第1の論点はメッシナ提案への対応の決定過程で、政府内の政策決定者たちの果たした役割についてであり、より詳しくいえば、官僚レベルでの省庁間の関与の大きさ、閣僚レベルでの関与の有無と大きさ、そして両者の間の関係の3つである。

官僚レベルでは、たとえばケインは大蔵省と外務省の間で共同市場成功の可能性の見積もりに差があり(前者の方が可能性は高いとみた)、そしてその結果対応策が異なったが、外務省はこの時期キプロス問題に関心が集中しており、メッシナ問題には間欠的にしか関与できず、イギリスの共同市場不参加、対抗案提示という決定に最も大きく影響したのは大蔵省であるとする<sup>(2)</sup>のに対し、カイザーは、官僚レベルでの結論は外務省、大蔵省、商務省、コモンウェルス関係省の妥協の産物であったが、

## 論 説

決定的だったのは大蔵省や商務省の経済的判断でなく、外務省の政治的判断であったとする。そして彼は各省庁の内部での意見分布についても、大蔵省は共同市場参加賛成派と反対派に分かれていたが、外務省内では参加反対で意見の一致が見られたとする<sup>(3)</sup>。ヤングはほぼ全ての官僚たちが共同市場参加は問題外との結論で一致したとするが、スパーク委員会への参加の決定、6カ国に対するイギリスの不参加の意思の表明の仕方に関して特に外務省の失敗を強調する<sup>(4)</sup>。バージェスとエドワーズは、大蔵省内には統一的意見はなく、外務省の消極的姿勢が全体のトーンを決めた、さらにコモンウェルス関係省のネガティブな態度も相当の影響力を示したとする<sup>(5)</sup>。バレンはイギリスによるメッシナ提案検討からの脱退の決定は直接的には大蔵省によりなされたとする<sup>(6)</sup>。

閣僚レベルでは、ケインは当時外相のマクミランは、蔵相バトラー (Richard A. Butler) への個人的ライバル意識もあり大蔵省の否定的姿勢に反対してはいたが、この時期キプロス問題に関心が集中しており、メッシナ問題には間欠的にしか関与せず、首相イーデンも同様に無関心であり、バトラーと大蔵省高官が55年末まではメッシナ問題では中心的な影響力を持ったとする<sup>(7)</sup>。これに対しカイザーはイーデンとバトラーのアプローチが、関与もしないが干渉もしないという好意的中立であった一方で、マクミランは共同市場の成功の可能性は極めて低いと見ていたが、万が一成功する可能性に備えて、イギリスの影響力を維持するためにも当初よりスパーク委員会への関与に積極的であり、55年11月になりイギリスの参加しない共同市場の危険性を認識してからは逆に、対抗案を追求するという積極的干渉策を求めるようになっていったとして、マクミランと外務省の側の積極性を強調する<sup>(8)</sup>。バージェスとエドワーズはマクミランは当初メッシナ提案に関心を示さずバトラーに対応を委ねたが、バトラーとのライバル意識から、次第に共同市場構想の持つイギリスへの政治的な悪影響の重視を主張するようになったとする

が、同時に両者とも結局は他のより重要と思われた問題の存在からメッシナには大きな関心は示さなかったとしている<sup>(9)</sup>。パレンは、マクミランは当初6カ国の動きをイギリスにとって望ましい方向に転換させることができると考え積極的な関与を主張したが、バトラーが、イギリスの関与は、6カ国によるイギリスの参加困難な具体的統合提案への動きを奨励する危険があるとして、イギリスの早期撤退を強く望み、最終的なイギリスの6カ国によるメッシナ提案の検討作業からの脱退決定に大きく影響したとしている<sup>(10)</sup>。

官僚と閣僚との意思決定過程での関係についてはヤングは全体として閣僚はほとんど意思決定に関与しておらず、官僚中心の決定であったとするが<sup>(11)</sup>(パージェスとエドワーズもこの立場である)、シャードは、官僚と閣僚間のコミュニケーション不足から、官僚側の状況判断に逆らって、55年11月以降の共同市場構想への対抗提案という6カ国への積極的干渉ないし妨害路線がおそらくはバトラーにより採用されていたとする<sup>(12)</sup>。

これらの解釈に対して筆者としては、官僚レベルにおいても閣僚レベルにおいても、共同市場の成功の可能性の見積もりと対応策の内容および必要性の認識の相違は、大蔵省対外務省という図式に単純に整理はできないものであり、外相/外務省と蔵相/大蔵省が政策決定のイニシアチブを求めて対立した、あるいは一方の無関心が他方の優越を招いたというよりもむしろ、両者の見解は相互に補強しあい、イギリス政府の対応を決定していったとみるべきではないかと考える。もちろん第2章以下で明らかにされるように、幾つかの決定をめぐる意見の対立は存在したのだが、それらは根本的なレベルでの対立ではなく、基本的な政策合意の枠組み内部での小さな差異であったということである。また各省庁内部での意見の分布も単純に一本化はできないものであり、それぞれに共同市場参加のメリット、デメリットをめぐる多様な見方が提示され、最

## 論 説

最終的に一つに集約されていったというべきではないと思われる。つまり大蔵省、外務省という主要な省庁のみならず、商務省、コモンウェルス関係省といった他省庁の見解も集約し、それら全てをそれなりに満足させ、かつ合意の得られる範囲で、メッシーナ提案に対する政策決定はなされたということであり、その意味では最終的決定は妥協の産物であるということになるであろう。閣僚と官僚の関与の程度については、基本的に官僚主導の意思決定であったことは否めないが、イーデンやバトラーやマクミランといった主要閣僚たちの（その関心の程度、イギリスにとって最も不利益の少なくなるような望ましい対応のしかたをめぐる相違にかかわらず共通していた）当初からの共同市場参加への否定的な姿勢が無言の圧力として実際の検討作業に従事した官僚たちの判断に影響しなかったとはいえない。ただしこの点については一次史料からの証明は困難であることも確かである。

またメッシーナ提案に対しての政策決定過程で重要なのはそれが、官僚レベルでの検討作業の（結果はともかくとして）過程についてののみいうならば、1945年以來の対西欧経済協力政策の決定過程としては最も綿密かつ詳細な検討作業のおこなわれた政策であるということである（ただし閣僚レベルでの最終的判断にこの検討作業の成果がどれだけ判断材料として用いられたかは疑問であるが）。筆者はこれまで1945年から1954年にかけてのイギリスの対ヨーロッパ統合問題に対する政策決定過程について幾度か論じてきたが<sup>(13)</sup>、それ以前に比べて55年7月以降の官僚レベルでの検討作業が、少なくとも費やされた労力という点では格段に大きなものであったことは間違いない。主要閣僚レベルでの否定的態度はもちろん最終的結論としての共同市場不参加を事実上、foregone conclusionにしていたといえるかもしれないが、官僚レベルでは、それにもかかわらず慎重な分析が行われており、当初からの否定的姿勢がけっして裏付け作業なしで簡単に共同市場不参加・対抗案提示という最終的結



論を導き出したわけではないのである。この点に関してヤングおよびバージェスとエドワーズは、官僚レベルでの検討作業の徹底ぶりを認めているが<sup>(14)</sup>、ケインおよびカイザーの分析ではあまりそのようには認識されていないようである。

第2の論点は、メッシナ提案、中でも共同市場構想への対応にイギリス政府が込めた意味ないし意図はいかなるものであったのかという点である。この点についてケインは55年末の時点でのイギリスの政策は大蔵省の否定的姿勢が一部採用されたが、明確に好意的でもなければ、明確に敵対的でもない、できるだけ多くの選択肢を残しておくというものであったとするが、シャードはより否定的側面を重視し、イギリスの55年末までのメッシナへの対応は最初の“sabotage”政策へ向けての出発点であるとみなしている<sup>(15)</sup>。他の研究者は両者の中間に位置する見解といてよく、少なくとも55年11月末時点でのイギリスの意図ははまだ積極的妨害策ではないにせよ共同市場構想の実現を阻止することであったという認識で一致している<sup>(16)</sup>。

筆者としても、55年11月までにイギリス政府の「当面の」意図が共同市場構想の実現阻止を目指すものへと傾いていたと考えるものであるが、それがこの後、積極的な妨害策を目指してゆく意思の確立であったのか、積極的干渉と好意的中立との暫定的な妥協であったのかは、55年末の時点までを分析の対象とする限りは判定は困難であるように思われる。つまりこの時点で今後イギリスの対応がどこまで6カ国に対して敵対的あるいは友好的なものになるのかについてはイギリス側の政策決定者の側にも確たる共有された認識はなかったのではないかと、その後の6カ国側の統合の進展にあわせてイギリスの対応はその都度形成されていったのではないかというのが、本稿での筆者の解釈である。

第3の論点はメッシナ提案、共同市場構想へのイギリス政府の55年末までの対応がその対ヨーロッパ統合政策史の中で持った意味についての

## 論 説

解釈である。

ケインによれば既存の研究は50年（シューマン・プラン）、55年（共同市場）のどちらが真の“lost opportunity”かという議論に2分されるという<sup>(17)</sup>。すなわちメッシナ提案への消極的対応によって果たしてイギリスは「バスに乗り遅れたのか」という問題設定である。パージェスおよびエドワーズはメッシナ提案に参加することによってイギリスはEECおよびEURATOMの設立メンバーになることができたであろうとしており、明らかに55年は失われた機会であるとみなしているようである<sup>(18)</sup>。ヤングも「議論の余地はある」が、メッシナ提案への対応こそが「真の『別れ道』」であったとみなしている<sup>(19)</sup>。

シャードは55年のイギリスの対応は6カ国の統合運動に参加する機会を逃したという意味だけでなく、同時に、6カ国に対して影響力を行使して共同市場ではなくイギリスの望むようなよりゆるやかな貿易自由化計画へと進ませる機会を逃したという意味で55年は失われた機会であると解釈している<sup>(20)</sup>。

ケインは55年の時点でイギリスがメッシナ提案にコミットすることで自らに有利な形で統合の針路を定めることは可能ではあったかもしれないが、当時のイギリス外交の基本的方針に照らす限り、そのような選択がなされうる可能性は低く、また、そもそもこの時点で果たしてイギリスが乗ることができたバスがあったかどうか疑わしい、すなわち6カ国による計画の成功の可能性は相当に不確実であり、バスに乗り遅れたという表現は適切ではないとしている。むしろ、55年のイギリスの対応の持った意味は、いったん検討作業に参加しながら脱退するというイギリスのメッシナ提案への参加拒否の姿勢の表明の仕方が、6カ国側にイギリスへの不信感を抱かせたという意味で、後々まで大きな影響をもたらす転機であったとしている<sup>(21)</sup>。

カイザーも55年の時点でメッシナ提案の最終的な成功の可能性は6

カ国の側にとっても不確実であり、バスに乗り遅れたという表現は適切ではなく、同時にイギリスの対応は6カ国側にイギリスへの不信感を強め、以後のイギリスと大陸諸国の関係に大きな悪影響を与えたとしている。イギリスの側にこの時点で大陸との緊密な経済統合という選択肢は考えられなかったものであり、仮定の問題として「イギリスが参加していたら」と考えるのは無意味であると考えられているようである<sup>(22)</sup>。

筆者も基本的にこのケインとカイザーの解釈に首肯するものである。この時点で57年以降実際に起こった形での6カ国による統合の完成を確信することは困難であり、またイギリス側にこの時点で、アメリカおよびコモンウェルスとの関係を優先し、大陸諸国との経済協力に限界を設定した49年の労働党政権下での決定にさかのぼる55年以前からの基本的政策を変更してまでメッソナ提案にコミットすることは不可能に近かったと思われる。55年に「バスに乗り遅れた」という表現は後知恵に基づくものでしかない。たださらに筆者なりの解釈を付け加えるならば、イギリスにとって真の失われた機会があったとしたら、それは50年でも、55年でもなく、むしろまず第一に48年から49年にかけての時期にあるのではないかということである。

筆者が別稿にて示したように<sup>(23)</sup>、当時労働党政権下にあったイギリス政府は第二次大戦後、最初からアメリカとの特別な関係に重きを置いた基本的な外交路線を採用したのではなく、政府内でも、外務省においては、45年からすでに真剣にフランスやベネルクス諸国などの西ヨーロッパ諸国との関税同盟（すなわち共同市場である）構想を核とした第三勢力を築き上げるという構想が存在していたのであり、48年から49年にかけて、外務省の“Western Union”路線が大蔵省・商務省の“One World Approach”（OEEC, GATT重視）路線に敗退した後、49年秋になり、アメリカ、コモンウェルスに重きを置き、西ヨーロッパの統合運動は支持はするが参加はしないという基本方針が確定し、保守党への政権交代

後も受け継がれたのである。この基本方針の当然の（と思われた）延長から、50年も、そして55年も、6カ国による統合組織に直接の参加はしないという決定はほとんど予定されたものだったのではないだろうか。

ただし、これは上掲の各研究者もいっていることであるが、55年11月末の決定は従来の OEEC, GATT を舞台としたヨーロッパの経済統合運動への reactive ないし defensive な政策から active かつ offensive または少なくとも half-offensive な政策への転換であり、あくまでも49年以来的政策の枠内ではあるが、しかし、相当に大きな転換点ではあったと言えるであろう（ただ55年末時点ではまだ攻撃的意思の程度については上記のように政府内にはっきりとした合意はなく、reactive/defensive と active/offensive の間の妥協的側面もあるというべきであろう）。そしてこの転換はさらに、56年になり FTA 構想という、48年初めに公表された Western Union 構想以来もっとも大きな、公式のイギリスからの大陸諸国をターゲットとした政策イニシアチブにつながっていくのであり、48年末から49年秋にかけての政策転換に次ぐ、その時点までの対西欧経済協力政策の最も大きな変化であるように筆者には思われる。

そして、このような55年の対共同市場政策決定過程の意味は45年以来10年間の戦後イギリス対西欧経済協力政策の全プロセスとの比較ではじめて浮かび上がってくるのであり、既存の諸研究のように55年から57年をへて61年まで、つまり、メッシナ後、ローマ条約をへてEEC加盟申請までを一つのプロセスととらえる、つまりメッシナを「それ以後」への出発点としてしかとらえない場合は明確には浮かび上がってこないのである。55年はもちろん「それ以後」にむけての重要な出発点であると同時に「それ以前」からの帰結点でもあるのだが、この点を既存の研究は見逃しているようである。

## 3

本稿ではメッシナ提案が生まれるに至った55年以前の背景的状况にも、次章において一章を割いて触れるが、主な分析対象はもちろん55年6月から55年12月にかけての英政府内のメッシナ提案、それも特に共同市場の設立を求める提案に対する英政府内の政策決定のプロセスであり、実質的には6ヶ月足らずの短い期間である。その短い期間に集中する分、本稿においては政策決定過程のできるだけ詳細な再構成を大きな目的の一つとしている。すなわち最終的な11月中旬時点での閣僚レベルの決定に至るさまざまな考慮・判断をできるだけその出発点からたどり、最終的決定までの間にそれらの考慮・判断がどのように取捨選択されていったのか、あるいはより詳細に検討されていったのかを再現することを課題とした。したがって、メッシナ提案についての検討会議が行われたブラッセルのスパーク委員会、各在外公館、パリのOEEC本部、イギリス政府の政策決定に関与した主要省庁内部、省間委員会、さらにはその作業部会、閣僚個人人間、閣僚レベルの内閣委員会、閣議といった異なる意思決定のレベルをたどっていく過程で繰り返し現れる考慮・判断も数多くあり、煩雑ないし冗長な感を与えるかもしれないが、いわば、ある特定の判断に与えられた重要性の認識を図る尺度としてこの繰り返しの度合いの持つ意味は大きいと考え、あえて煩をいとわずふれることにした。

なお、冒頭で述べたように、メッシナ提案はもちろん共同市場形成のみを目標として掲げたわけではなく、同様に重要な課題として民生用原子力エネルギー利用のための共同機構も掲げており、このEURATOM構想に対してもイギリスは対応を迫られ、共同市場同様に不参加の決定を下すのであるが、本稿においては、基本的に共同市場構想への対応にしばってイギリス政府の政策決定過程を分析した。これは、もちろんEURATOM構想がイギリスにとって重要な問題ではなかったという意

## 論 説

味ではない。EURATOM への対応を対象に含めなかったのは、ひとえに、当時のこの問題の関連文書の大半がなお機密扱いが解除されていないためである。その意味で本稿は 55 年当時のイギリス政府の対ヨーロッパ統合政策決定過程の記述として決して十分なものでないことをあらかじめお断りしておきたい。ただし、核エネルギーについては枢密院議長の管轄であり、共同市場に対する議論とは政策決定過程が基本的に分離されており、共同市場構想への対応過程を独立した別のイシューとして扱うことによって、それ自体の記述および分析の価値が大きくそなわれるものではないと考える。

## 注

- (1) 主なものだけでも David Dutton, 'Anticipating Maastricht : The Conservative Party and Britain's First Application to Join the European Community', in *Contemporary Record*, vol. 7, no. 3, (winter 1993). Lionel Bell, *The Throw that Failed : Britain's Original Application to Join the Common Market*, (London, 1995). Jacqueline Tratt, *The Macmillan Government and Europe : A Study in the Process of Policy Development*, (Macmillan, 1996). R. Griffiths & S. Ward (eds.), *Courting the Common Market : The First Attempt to Enlarge the European Community 1961-1963*, (London, 1996). Anne Deighton & A. Milward (eds.), *Acceleration, Deepening and Enlarging : The European Economic Community 1957-1963*, (Brussels, 1997). George Wilkes (ed.), *Britain's Failure to Enter the European Community 1961-63*, (London, 1997). N. Piers Ludlow, *Dealing with Britain : The Six and the First UK Application to the EEC*, (Cambridge University Press, 1997)があげられる。
- (2) Kane, op. cit., pp. 36-42.
- (3) Kaiser, op. cit., pp. 35-36, 40-41.
- (4) Young, op. cit., p. 217.
- (5) Burgess & Edwards, op. cit., pp. 412-413.
- (6) Bullen, op. cit., p. 336.
- (7) Kane, op. cit., p. 31.

- (8) Kaiser, op. cit., pp. 39-40. pp. 42-43, p. 40. pp. 47-49, p. 60.
- (9) Burgess & Edwards, op. cit., pp. 412-413.
- (10) Bullen, op. cit., pp. 334-335.
- (11) Young, op. cit., p. 217.
- (12) Schaad, op. cit., pp. 39-40, pp. 76-77.
- (13) 益田実『第2次チャーチル政権と西ヨーロッパの統合, 1951年-1954年——チャーチル, イーデン, マクミランと「大国」イギリスの将来』(1), (2), (3・完)「法経論叢」第12巻第2号, 第13巻第1号・第2号, 『1944~51年にかけてのイギリス, アメリカ両国の西ヨーロッパにおける戦後秩序形成への対応』(1), (2・完)「法経論叢」第14巻第1号・第2号, 『アトリー労働党政権と西ヨーロッパの経済協力問題, 1945年~1949年』(1), (2), (3), (4・完), 「法経論叢」第15巻第1号・第2号, 第16巻第1号・第2号にそれぞれ掲載。
- (14) Young, op. cit., p. 217. Burgess & Edwards, op. cit., p. 412.
- (15) Schaad, op. cit., pp. 39-40, pp. 77-78. Kane, op. cit., p. 42.
- (16) Kaiser, op. cit., p. 60. Young, op. cit., pp. 212-214. Burgess & Edwards, op. cit., p. 412.
- (17) Kane, op. cit., pp. 1-2.
- (18) Burgess & Edwards, op. cit., p. 393.
- (19) Young, op. cit., p. 197.
- (20) Schaad, op. cit., pp. 78-79.
- (21) Kane, pp. 41-42.
- (22) Kaiser, op. cit., pp. 54-55, p. 60.
- (23) 上掲, 益田『アトリー労働党政権と西ヨーロッパの経済協力問題, 1945年~1949年』(1), (2), (3)および(4・完)参照。

## 第1章 50年代前半までのイギリスおよびECSC諸国の 対外経済政策とメッシナ提案成立の背景(55年6 月初めまで)

### 1

本章では, 表題に掲げたようにまずメッシナ提案の成立の背景, それ

## 論 説

も特に共同市場構想という形式に至った、50年代前半までの、イギリスおよび6カ国の置かれていた国際経済的事情を概観し、6カ国、なかでもベネルクス諸国のイニシアチブを経て、メッシナ提案が55年6月3日にECSC 6カ国外相会談の共同声明として発表されるに至るまでの時期に触れる。

メッシナ提案、それも特に共同市場構想が55年6月に大陸6カ国によるさらなる経済統合推進策として提示されるに至った背景を知り、イギリスによってそれがどういう状況で受けとめられたかを知るには、関係諸国の50年代初頭から50年代半ばまでの経済復興のパターンとその中で関税同盟構想の国際経済的意味、49年から52年にかけてのOEEC（ヨーロッパ経済協力機構）とGATTでの貿易自由化・関税削減交渉の展開、52年から54年にかけてのイギリスによるポンド交換性回復推進の動き、53年から54年にかけてのオランダによる関税同盟構想といった過程をへて、54年夏のEDC失敗後から55年5月のベネルクス覚書にいたる道のりをが知る必要がある。

まず、50年代半ばまでの西欧諸国の経済復興のパターンと関税同盟構想の国際経済的意味合いであるが、これについては既に名前を挙げたミルワードによる研究が最も優れており、以下本節での記述は基本的に彼の議論に従ったものである。

ミルワードによれば関税同盟＝共同市場構想は55年になって突然再発進したものではなく、西ドイツの経済的繁栄を取り込むために生まれたもので、周辺諸国にとってその必要性はより早くから生じていたとされる。6カ国、中でもベネルクス諸国にとってその経済復興に不可欠であった西ドイツとの貿易拡大による経済的繁栄を、確実に制度化された枠組みに取り込む必要性が、関税同盟という形式をとったというのである。戦後の国民経済発展にとって関税の相対的重要性は戦間期に比べて低下しており、政治的に複雑で経済的効果の薄い関税は、西ドイツをハ



ブとした相互貿易の拡大に依存していた西欧諸国には相互に不必要なものとなったのであり（これら諸国の相互貿易の規制は関税よりも非関税障壁(数量規制)によっておこなわれていた）、西ドイツとの貿易の拡大、貿易一般の拡大、特定の産業領域での保護という西欧の経済復興に不可欠な三つの要素を一つの国際的通商レジムに取り込む最善の手段が関税同盟という形式を取る共同市場だったのである<sup>(1)</sup>。

45年以降の西欧域内貿易の拡大は相互補完的産業分野間の貿易にとどまらず、同種の製品の国々の間での取り引きの増大という新しい現象を伴っており<sup>(2)</sup>、そのような輸出に依存した成長は、貯蓄と投資のレベルを引き上げ、インフレを起こすことなく生産量と生産性の上昇をもたらし、ケインズ流の高レベルの投資・完全雇用・高度福祉と需要管理による国民経済の運営（大半の西欧諸国にとっての戦後のコンセンサスであった）につきもののインフレあるいは輸入増大（赤字拡大）を回避させるものと考えられ、生産性と所得の増大にコミットしていた政府にとって、関税同盟の提供する規模の経済と輸出に引張られた生産能力・生産性の増大は大きな魅力となったのである<sup>(3)</sup>。

戦前の保護主義は戦後、ブレトン・ウッズ体制が予想したような自由貿易主義にとって変わられたのではなく、むしろミルワード曰く「新重商主義」にとってかわられたのであり、産業育成は選択的保護と選択的自由化の組み合わせによっておこなわれるようになった。西欧諸国の政府は自由化と保護の困難な妥協を強いられるようになり、産業政策と通商政策の緊密な結びつきが生じ、通商産業政策への国家の関与が増大した。この「新重商主義」の基礎となったのは関税ではなく、非関税障壁、特に数量規制であり、貿易拡大のための非関税障壁の削減と産業化・近代化のための非関税障壁の操作という組み合わせが必要となった。当時GATTは関税削減交渉の舞台でありこの目的には不適當であり、OEECがその役割を果たすべき場であったが、最も重要なのは西ドイツとの貿

## 論 説

易の拡大の制度化という具体的課題であり、OEEC の掲げる欧州規模の自由化という一般的な目標では成果も見えにくく不十分であった<sup>(4)</sup>

(OEEC と GATT での貿易自由化交渉と西欧諸国の関係については次節以降でより詳しくふれる)。

アメリカが戦後の貿易自由化のために構想した組織は世界規模のものであり、かつ関税削減を目指したものであったが、西欧で貿易の拡大と国民所得の増大を結び付けたメカニズムは主として西欧規模のものであった(特に小国にとって)。戦後のヨーロッパ諸国の政府の社会的経済的進歩の保証者としての役割の自認、貿易特に輸出の持つ力への信仰、西欧での国際貿易の実際の増大速度の速さ、その増大が生産効率・所得・政策選択肢の増大にもたらした貢献といった要素から、この状況の持続を可能にするヨーロッパ規模の枠組が必要と考えられ、それは西ドイツを核としたものになる必要があった。欧州規模での一般的貿易自由化よりも西ドイツとの貿易増大は目に見える成果をもたらす、産業化・近代化・経済成長にとって不可欠であり、それゆえ西ドイツはそこから容易に逃れることのできない政治的に構築された通商の枠組みにはめ込まれなくてはならなかったのである<sup>(5)</sup>。

西欧諸国中、西ドイツは50年代の時点で最も工業製品の生産上昇率が高く、かつ輸出の増大率が工業製品の生産上昇率とGDPの増大率を上回る度合いが最も高かった。西ドイツの輸出依存成長度は高く、周辺西欧諸国にとって最も重要な供給者であると同時に、それら諸国にとってもまた大きな輸出市場でもあった。51年から58年にかけての西ドイツの商品貿易の黒字は、48年から52年にかけてのマーシャル・プランによって支払われたヨーロッパの輸入総額に匹敵し(106億500万ドル)、この期間の西ドイツの経常収支黒字は72億5500万ドルに達した。しかし、より重要なのはこの期間の西ドイツの輸入であり、イギリスを除くOEEC 諸国にとって50年代を通じての対西ドイツ輸出の大量増大はこ

れら諸国の全輸出中大きな割合を占め、特にベルギーとフランスの西ドイツ輸出市場への依存度は高かった。一方でイギリスは全輸出に占める西ドイツ向け輸出の割合がOEEC諸国中最低であり、かつ他の諸国と違い51年から58年にかけて、全輸出中の対西ドイツ輸出の割合の増大が低かった<sup>(6)</sup>。

戦前のドイツに見られた、周辺の中・東欧の小さな貿易依存諸国との間で貿易ネットワークを形成する傾向が、戦後は西ドイツと西欧の小さな貿易依存諸国との間の貿易ネットワークにとってかわられたのであり<sup>(7)</sup>、また戦後の西ドイツ市場は北米市場よりも安定しており、西欧諸国全体の貿易成長のリズムも、北米市場の景気変動による世界貿易成長のリズムの変動から切り離された、より安定したものになった<sup>(8)</sup>。

戦前との違いは西ドイツによる周辺諸国への工業製品の輸出増大と西ドイツに対する周辺諸国からの工業製品輸出の増大が同時に起こったことであり、西ドイツの原材料輸入の金額・割合は、ともに戦前より減少したが、それを上回る工業製品輸入の金額・割合の上昇が見られたのである<sup>(9)</sup>。50年代の大陸諸国からの西ドイツ市場への機械・金属の輸出額は、西ドイツの西欧市場への同種製品の輸出額よりも成長率が高く、西ドイツは、工業製品輸出による巨大な貿易黒字を築きながら、同時にこれらの製品の輸入はより高い増大率を示していた。51年から55年にかけて西ドイツでは機械、交通設備、化学製品、金属、金属製品、半製品、織物、繊維の輸入が大きく増大し、西欧諸国側の西ドイツ工業製品への高い需要と西ドイツ側の西欧諸国からの金属・機械への高い需要の相互作用で西ドイツの黒字増大と西欧域内貿易の増大が維持されていたのである。そして、西ドイツの周辺中小諸国への輸出に占める機械製品の割合は戦前よりも高く、これはそれらの国々の資本財形成を助ける働きをしていた<sup>(10)</sup>。

周辺諸国にとっての拡大しつづける西ドイツ市場の価値は同時期のイ

## 論 説

ギリス市場の低成長と高い保護レベルによってなお高まった<sup>(11)</sup>。イギリス市場への農業製品を除く輸出は51年をピークにして、国際収支悪化を理由とした貿易規制強化の結果、55年には最低レベルにまで低下していった一方で、西ドイツ市場の場合は逆に53年以降上昇に転じてゆき、西欧諸国にとっては50年代になり西ドイツ市場がイギリス市場に取って代わっていった（オランダの場合これは顕著であり、この変化がオランダの対外通商政策の変化をもたらし、後述するベイアン・プランにつながることになる）<sup>(12)</sup>。

イギリスと西ドイツの西欧の輸出市場でのシェアの逆転はイギリス自らの政策の結果であり、決して偶然ではない。イギリスは外貨の獲得できる北米のドル市場と外貨決済の必要のないスターリング地域市場を重視する一方で、意図的に西欧市場を軽視し、西ドイツに西欧の経済復興のための牽引車の役割を押し付けたのであり、マーシャル・プラン終了とともに西ドイツは1914年以前に務めていたヨーロッパ貿易の核の役割を再開し、西ドイツの早期経済復興を求める英米のドイツ占領政策も西ドイツにその役割を務めることを強いたのである<sup>(13)</sup>。

54年から56年にかけて、ECSC 諸国の域内貿易は拡大し、西ドイツを除く ECSC 諸国の輸出に占めるイギリス市場の割合は低下し、ECSC 諸国市場にむかう割合は増加していった。ベルギーのフランスやオランダむけ輸出の増大率は対西ドイツ輸出の増大率と同程度に高く、イタリアの対フランス・オランダ輸出、オランダの対イタリア輸出も同様であった。ECSC 諸国から周辺の非 ECSC 諸国への輸出も急速に増大していたが、ECSC 諸国への輸出はより急速に増大し、54年以降すでに、後に共同市場が成立してからその結果として成立したと思われた6カ国間の貿易パターンが存在するようになっていた<sup>(14)</sup>。

そして、このようなパターンに沿った53年以降の西欧域内貿易の急成長があったからこそ、その中心に位置する西ドイツの核としての地位は

しっかりと封じ込められなければならず、それゆえ関税同盟という拘束力のある組織が魅力的なものになってきたのであり、同時に西ドイツにとっても関税同盟は、ベネルクス諸国などと比べて、西ドイツの輸出市場としての成長率が低かったフランスやイタリアといった国々の関税レベルを低下させ、これら諸国への輸出を拡大するというメリットがあったのである<sup>(15)</sup>。

## 2

このような西欧域内貿易パターンの形成は、以下に見るような49年から52年にかけてのOEECとGATTでの貿易自由化・関税削減交渉の進展のなさへの、ベネルクス諸国の不満の増大という政治的背景の下でおこった現象であった。

49年6月に完成し同年11月より開始されたOEEC貿易自由化計画は、加盟各国が、49年12月までに48年の全輸入額に対する数量規制の50%削減、50年6月までに60%削減、50年12月までに75%削減を目標とする、数量規制削減に集中したものであり、関税削減問題はGATTに委ねられていた<sup>(16)</sup>。

このOEEC貿易自由化計画には四つの問題があった。第一に、ベネルクス諸国のようなもとの低関税国にとっては数量規制削減の進行とともにイギリス・フランスのような高関税国の関税障壁が相対的により高いものとして浮かび上がってくるという問題である。中でもオランダにとってその主要輸出品である農産物（乳製品、肉、野菜）への高い関税障壁が大きな問題であった。第二に、OEECの自由化計画は政府による輸入はその対象に含めておらず、オランダの主要な食品輸出市場である西ドイツやイギリスの食料輸入（大半が政府によっておこなわれていた）が、ほとんど数量規制削減の対象にならないという点でも、食料輸出国であるオランダには極めて不利なものであった。第三に、この削減

## 論 説

目標は品目別ではなく、全輸入を一括して対象としたものであり、産業化ブームの中では食料への数量規制は必ずしも削減されず、またオランダはもともと食料輸出国として食料輸入への数量規制はほとんど行っておらず、自らは工業分野で数量規制の削減をおこなわねばならず、自国の産業化のための保護を困難にするという問題ももっていた。第四の問題は国際収支状況悪化時の例外規定の存在であり、51年末にはイギリスが、52年末にはフランスがこれを適用して自由化に逆行する数量規制の増大措置を導入していた<sup>(17)</sup>。

一方でもう一つの貿易自由化促進の手段である GATT の場における世界規模の関税削減交渉は遅々として進まず、低関税諸国が満足できるような成果はなかなか得られなかった。47年（ジュネーブ）、49年（アネシイ）の GATT 第一次ラウンドで決まった関税削減計画は既存の関税率を出発点とした一律低下であり、もともとの高関税国ほど有利なものだったし、50年のトーケイ会議においても保護主義の意見は強く、GATT 体制の創設者であるアメリカも国内の産業界の圧力により積極的削減には踏み切れず、低関税諸国の期待したような関税削減の合意は得られなかった。さらに47年から50年にかけて西欧（特にフランス、イタリア、イギリス、西ドイツ）で、GATT での削減交渉に備えての削減用マージンをあらかじめ盛り込んだ関税障壁の再登場まで起こるといふ状況であった<sup>(18)</sup>。

こうして50年から51年にかけてベネルクス、デンマーク、スウェーデンといった OEEC 加盟の低関税諸国は、GATT はうまく機能していないとして、OEEC での関税削減問題の取り扱いを求めるようになり、50年6月、オランダ外相スティッカー（Dirk Stikker）により、オランダによる最初の OEEC 規模での関税削減計画として、各産業セクター毎に関税の見直しを求めるスティッカー・プランが提案されたが、特にイギリスからの強い反対にあい合意は得られなかった<sup>(19)</sup>。

さらに51年初めにベネルクス諸国は、GATTに対して低関税国の関税を据え置き、高関税国から先に削減をおこなうことを提案したが、アメリカ、イギリスはこれに反対し、また両国ともOEECにおいて関税削減問題を議論することにも反対し、あくまでGATTの世界的枠組みで関税削減交渉はおこなわれるべきとの態度をとった。そしてこの状況でアメリカ政府はヨーロッパ限定の関税削減機構を支持するとしたらそれは関税同盟しかありえない、そしてそれはOEEC諸国すべてを含むのは無理であり、ECSC諸国だけのものにならざるを得ないであろうとの見方を次第にとるようになっていき、またOEECでの関税削減問題へのイギリスの関心の低さに失望した低関税諸国もECSC加盟6カ国の枠組みでの関税同盟構想へとその関心移してゆくことになっていった<sup>(20)</sup>。

### 3

このようにして52年から55年にかけてアメリカ外交(国務省)がヨーロッパ統合を望み、大陸諸国が産業化・近代化と域内貿易拡大(による経済的安全保障)を安定させる制度的枠組みとしての経済統合を求めるようになっていく一方で、強いポンドこそ物価と雇用の安定をもたらし、貿易・金融双方の利益を守るという立場に強くコミットしていた保守党政権下のイギリスの対外経済政策の最優先事項は長期的なポンドの強化・世界貿易の拡大という効果を発揮するものとしてのポンドの対ドル交換性回復という全く別のものに集中されていた<sup>(21)</sup>。

当時、マーシャル・プラン終了後のOEEC諸国によるヨーロッパ域内貿易の持続的成長を支えていたのは50年に設立されたEPU(European Payment Union:ヨーロッパ決済同盟)であり<sup>(22)</sup>、イギリス自身も51年から52年にかけての国際収支危機に際して、EPUの存在によって51年7月から52年7月にかけて14億7千6百万ドルもの貿易赤字を許容す

## 論 説

ることが可能であったゆえに、より深刻な外貨流出危機を免れていたのであるが、保守党政権は51年の政権交代直後から大蔵省とイングランド銀行によって発案された変動相場制による一方的ポンドの対ドル交換性回復計画(Operation ROBOT：ロボット計画。為替相場の変動により自動的に景気変動を調整するという意味と同時に主な考案者である大蔵省海外金融局上席次官代理(Second Secretary, Overseas Finance Division)のローワン(Sir Leslie Rowan)、イングランド銀行執行取締役(executive director)のボルトン(Sir George Bolton)、大蔵省海外金融局次官代理(Third Secretary, Overseas Finance Division)のクラーク(Richard Otto Clarke)の名前から取られた名称)を実行することを対外経済政策の最優先課題とした。ロボットの具体的メリットとしてはポンドのhard currency化と変動相場制による不可避的なポンド相場下落により、西欧のsoft currency areaでなく、ドル地域への輸出増大が期待されていたが、より重要なのはポンドの国際的通貨としての地位の回復、ロンドン金融界の国際金融界での発言力の回復、イギリス自身の国際的威信の回復という期待であった。また保守党政権にとっては51年の選挙公約であった政府の経済統制の緩和(decontrol)の第一歩として通貨統制の緩和・撤廃は当然必要なステップであるという考えもあった(蔵相パトラーはそう考えていた)し、イングランド銀行も自らの経済政策運営への発言権拡大の手段として交換性回復に極めて熱心であった<sup>(23)</sup>。

経済運営の中心的手段は財政政策でなく金融・通貨政策であるべきというのが大蔵省とパトラーらの考えであり、変動相場での交換性回復は景気変動を為替相場の変動によって自動的に調整させるメカニズムとして期待されていたが、52年2月に閣議にロボットが提案されたとき、変動相場での交換性回復はポンド相場を下落させ輸入価格を上昇させるが、一方で輸出は生産能力の限界から急速な増大は見込めず、激しいイ



ソフレと大量失業が生じ、厳しいデフレ政策が必要となり、選挙での敗北につながるとの強い反論がだされ、結局 52 年 6 月最終的にロボットは放棄された<sup>(24)</sup>。

政府内の議論は主にロボットの国内経済的影響に集中しており、その国際的影響、特に変動相場制が EPU に与える悪影響、EPU 諸国およびアメリカとの政治的関係への悪影響は懸念されていなかった。しかし、西欧諸国の大半は固定相場での交換性回復をするだけの力はなく変動相場制は貿易拡大を阻害するものとみなしており、その状況での一方的変動相場制による交換性回復は EPU を事実上機能停止に追い込みかねないものであり、それだけ当時のイギリス政府が対西欧貿易を軽視していたことを示している。またイギリス自身にとっても交換性回復には他国のイギリス製品輸出への差別的扱いの危険性（ドル製品に対するのと同様の差別がなされてしまうおそれ）、という大きな損失があるはずであったが、この点も大きく問題視されてはいなかった。52 年段階で対西欧輸出はイギリスの総輸出額の 23% であり、対北米輸出は 11% にすぎなかった。西欧市場でイギリス製品が新たな差別的扱いをうければ、その損失を埋め合わせるには北米向け輸出の大幅な増大が必要でありそれは実現困難であった可能性が高いのに、大蔵省もイングランド銀行もその点を考慮はしていなかった。51 年段階で EPU は世界貿易総額の半分以上をカバーする決済機構であり、かつイギリスにとって最大の債権者であり、その崩壊がもたらすイギリスの貿易と世界貿易全体の停滞の中でイギリスが北米市場で競争力をいかに増やしたところで全体の経済効果はマイナスでしかなかったはずである<sup>(25)</sup>。

ロボットが放棄された後、52 年 9 月からイングランド銀行と大蔵省は新たな交換性回復の手段として「コレクティブ・アプローチ」(Collective Approach)を考案した。これは、交換性回復にはアメリカの財政的支援と広範な国際的合意が不可欠であるとの判断に基づくもので、IMF ない

し GATT を通じての「交換支援基金」を設け、狭い幅（上下に各 3%）での変動相場制をとり、他の EPU 諸国主要通貨も同時に交換性回復をおこなうことによって為替投機の危険を分散させ、国際貿易での数量制限の更なる撤廃も推進するというものであった。この構想は最初に、52 年 11 月から 12 月のコモンウェルス首脳会議において、すでに同年 1 月のコモンウェルス蔵相会議で交換性回復へのコミットメントを確認していたコモンウェルス諸国に対して明らかにされた<sup>(26)</sup>。

53 年 3 月、バトラーは訪米し、アイゼンハワー政権にコレクティブ・アプローチへの支援を要請したが、国務省の EPU およびヨーロッパ統合への悪影響を懸念する声、支援基金のために議会から多額の IMF 資本増額を得ることの困難さ、さらにイギリス経済は予定されるような交換性回復に耐える体力はないとの判断により、アメリカの反応は消極的であった。ワシントンでの会談で国務長官ダレス（John Foster Dulles）はバトラーに対して、イギリスは交換性回復に踏み切る前に生産と貿易のパターンを改善するのに時間を費やす方が有益ではないかとまで指摘した<sup>(27)</sup>。

53 年春以降、OEEC 諸国との間でコレクティブ・アプローチの議論が開始されるが、ヨーロッパ諸国も、交換性の回復より貿易自由化が先行すべきであり、また EPU はなお存続の必要があるとの立場を示し、これ以降、イギリスと大陸諸国間で両立し得ないプライオリティの差が明白になっていった。大陸諸国は西欧域内貿易の拡大のための制度的枠組みの保証が、対ドル交換性回復による世界貿易の“one-world system”への復帰より優先すべきであると考えた。この対立は特にベルギーとの間で明白であり、ベルギーはその総輸出額の 62% を占める EPU 域内貿易の流れを停滞させるような交換性回復には強く反対し、貿易自由化計画こそが第一に優先されるべきと主張した。53 年 5 月にイギリスとの間で公式にプラスマイナス 3% の変動相場制による交換性回復問題の議論が

OEEC で開始されたころにはすでにベルギー政府は留保付きではあるが、ベイアン・プラン（次節参照）を受け入れており、西欧域内貿易の自由化を制度的に保証する前に交換性を回復することに強く反対した。さらに6月のパトラーとオランダ外相ベイアン（Johan Christian Beyen）との会談で、オランダもEPUの機能を損なうような交換性回復に反対し、変動相場制は輸出産業成長への障害となると主張した<sup>(28)</sup>。

こうして、コレクティブ・アプローチへの支持が得られないことが明らかになってから大蔵省とイングランド銀行は、53年11月になり、依然として公式には、コレクティブ・アプローチを通じての交換性回復という長期的目標は維持したままで、行政的手段により事実上の交換性回復を目指す、修正版を登場させた。その方法は、世界の地域毎に異なる複数のポンド勘定間のポンド移転の統制を廃止していき、まずドル地域で用いられる交換性を有するドル勘定のポンドと、それ以外の移転可能勘定のポンドの二種に簡素化し、最後にこの二つの勘定間でのポンドの移転を可能にし（単一の対ドル交換レートに統一する）、対ドル地域輸入制限を撤廃するというものであり、これに国内での為替統制緩和も組み合わせられる予定になっていた<sup>(29)</sup>。

西ドイツでは経済相エアハルト（Ludwig Erhardt）がマルクの早期交換性回復を支持しており、イギリス大蔵省も彼の影響力に期待をかけたが、彼の主張は政府内では少数派であり、西ドイツ政府の主流の考えは、イギリスの交換性回復の狙いは世界貿易の拡大よりもむしろポンドの国際的地位の強化にあり、西ドイツとしては貿易自由化のための合意形成を先行させ、EPU・OEEC という舞台を維持することが必要であるというものであった。また西ドイツの輸出業者・製造業者もEPUの維持を希望していた。西ドイツにとってコレクティブ・アプローチはマーシャル・プランによって西欧に設立された地域的制度を変動相場制に基づく曖昧な世界的貿易秩序に取り替えることを意味しており、近隣西欧諸国との

## 論 説

制度的統合を求めるアデナウアー（Konrad Adenauer）政権の基本的外交方針に反するものであった<sup>(30)</sup>。

アメリカ政府内では財務省は、世界貿易の“one-world system”への早期復帰に熱心であり、EPUの継続やOEEC規模の貿易自由化による西欧の貿易ブロック化を懸念しており、比較的イギリスの主張に好意的だったが、国務省、ダレス、アイゼンハワーのヨーロッパ統合への強いコミットメントが結局はアメリカの対応を決定することになった<sup>(31)</sup>。

53年8月アイゼンハワーによって対外経済政策についての諮問をするため設置された対外金融政策調査委員会（Randall Commission）は、54年1月に報告書を提出し、変動相場制の利点も認めたが、固定相場制の変更は勧告せず、交換性回復は各国が国情に応じた形と速度で踏み切ればよいという見解を示した。ただし、同報告書はイギリスが変動相場制を採用するためには外貨準備状況の改善が必要であると結論しており、EPUを阻害するような構想への反対も明示されていた<sup>(32)</sup>。

このように実質的には停滞状態にあったコレクティブ・アプローチであるが、54年春のコモンウェルス蔵相会議では、同アプローチへのコミットメントが再確認され、公式には55年以降も政策目標としては維持されていた。また大蔵省とイングランド銀行による事実上の交換性回復を目指す行政的アプローチは、54年3月に、ドル勘定以外の二国間勘定と移転可能勘定をすべて単一の移転可能勘定に統一し、後はこれをドル勘定と統一するのを待つだけになっていた<sup>(33)</sup>。

54年春になりアメリカ財務省は欧州通貨の交換性回復のための支援基金拠出への好意的姿勢を見せはじめたが、同時期OEECでのこの構想の議論が開始されるとイギリスはベネルクス・フランス・イタリア諸国から強い批判にさらされた。これをうけてアメリカによるIMFへの追加拠出による基金でなく何らかの“European Fund”により、中小国の交換性回復を支援するという修正案が登場したが、大陸諸国は統合性・

永続性の薄い新基金に反発した。結局、54年夏の時点でイギリスと大陸諸国の間では、その通貨・貿易政策の大きな違いが明らかになっていた。大陸諸国はEPUの貿易ルール・慣行の維持、メンバー間の報復・差別措置の排除と予防、非関税障壁の段階的撤廃、固定相場制の維持、EPUレベルの制度化された協力の維持、さらなる欧州規模の関税削減のための組織（後述するバイアン・プラン）を望んでいたが、イギリスはポンドと欧州通貨の全面的交換性回復後は特別な欧州レベルの組織は不要であり、OEECによる最低限の貿易自由化計画の監督で十分と見ていたわけである<sup>(34)</sup>。

この展開は、政治面での、フランスによるEDC条約批准拒否にもなる欧州統合の危機の進展という状況下でのものであり、EDC失敗が迫るにつれイギリスは欧州レベルの協調枠組みは後退するとみたのだが、逆にこの危機感の高まりが次節以降で見られるように、バイアンやスパークやモネを統合のための新提案へと向かわせることになった。しかしイギリスはEDC崩壊後の自らのイニシアティブによるWEU設立、西ドイツのNATO加盟実現という成果に満足し、これらの展開を予想していなかった<sup>(35)</sup>。52年から54年春にかけて増え続けたイギリスの外貨準備は54年夏頂点に達しており、この事実もイギリス政府に自らの対外経済政策へのアプローチに自信を抱かせていたのだが、54年3月の為替管理の緩和は輸入増大を招き、一方で輸出レベルは上昇せず、54年夏以降イギリスの収支状況は再び悪化していった<sup>(36)</sup>。

55年1月の時点でイングランド銀行はコレクティブ・アプローチ達成のための条件は56年以降もしばらくは満たせないと予測し始め、さらなる外貨流出防止のため、ドル勘定ポンドの公式レートへの相場一本化を提案し、55年2月、移転可能勘定ポンドの対ドル相場は4セント上げられて、公式レート（1ポンド＝2ドル76セント）に一本化された。こうして事実上の公式固定相場でのポンド交換性回復が行われ、同時に更な

## 論 説

る外貨準備状況悪化への懸念からイギリスは大陸諸国に、大幅な妥協的態度をとることになり、55年8月5日、ヨーロッパ通貨協定(European Monetary Agreement)が調印され、交換性回復支援基金として、6億ドルの“European Fund”を設けること、その運営方法、EPU清算の期限と手続き、公式の同時交換性回復のスケジュールなどが合意された(公式の交換性回復は1958年末であった)<sup>(37)</sup>。

ミルワードによれば、50年代のイギリスと大陸諸国の間での国際貿易のあり方をめぐる対応の違いをもたらした要因は、政策決定過程に占める国際金融界と貿易・産業界との与える影響力の違いにあったとされる。すなわちイギリスにおいては前者つまりロンドン・シティの金融界の政策決定過程への影響力が大きく、これを代弁するイングランド銀行と大蔵省の発言力が大きかったのに比して、産業界や貿易業者を代弁すべき商務省の影響力が小さく、産業育成政策と国際通商政策との間の調整が大陸諸国に比べて少なかったが、大陸諸国においては産業化と貿易拡大が戦後復興・近代化の中心課題として政府レベルで意識され、政策決定にも反映されたというのである<sup>(38)</sup>。確かにこの指摘は首肯できるものであり、第2章以下で見てゆくように、共同市場構想への対応決定過程でも商務省の影響は大蔵省・外務省と比較するならば、非常に小さいものであったことは否めない。

## 4

さて、このようにしてイギリス政府の国際経済政策の関心が通貨交換性回復に集中していた一方で、大陸諸国、なかでもベネルクス諸国は、より制度化され、永続的で、西欧域内貿易に依存度の高い低関税諸国にとってより公平な貿易自由化の枠組みを、西ドイツを取り込む形で形成する必要を認識していたのだが、それが具体化したのが53年から54年にかけてオランダ外相バイアンにより提唱されたバイアン・プランによ

る関税同盟構想であった。

オランダにとって、上述のような OEEC での非関税障壁削減の不平等性、GATT での関税削減の進展の無さと好対照を示したのが、ECSC の枠組みであり、ここではオランダはイギリスに主導権を握られた OEEC やアメリカに支配された GATT の枠組みよりも対等な立場で議論に参加できた。そして、この 6 カ国の枠組みで関税削減交渉をおこなう方が 49 年以降オランダにとって重要性の増していた西ドイツの輸出市場確保という点からも確実な成果が期待でき、統合の進展を歓迎するアメリカからの支持も得られやすいという判断は、オランダを 53 年以降、英米からの軍事的安全保障を求める政策よりも、ECSC 諸国間で経済的安全保障を確立することを優先すべきであるという政策判断に導いていった<sup>(39)</sup>。

この政策の具体化したのが、53 年初め外相ベイアンのイニシアチブでオランダ政府が提唱したベیان・プランであった。これは、52 年 9 月の ECSC 閣僚理事会で合意されていた、EDC の commissioner および commissariat を監督するために超国家主権の政治機関を設立し、これに ECSC と EDC の統制権限を与えるという構想に基いて当時交渉中であった欧州政治共同体 (European Political Community : EPC) の条約草案の中に、6 カ国間での非可逆的・自動的・段階的関税削減をおこなうための関税同盟設立条項を盛り込むというものであり、ECSC の経験から、超国家主権の機関による非可逆的のコースに基づく関税削減が最も確実であるとの発想に基づくものであった<sup>(40)</sup>。

ベیان・プランは当然ながら、発案者であるオランダにとっては、その通商利益を最も効果的に満たしてくれる可能性の高いものであったが、他の ECSC 諸国そしてアメリカのベیان・プランへの反応は賛否の入り交じったものであった。イタリアはベیان・プランは EDC 設立をさらに遅らせるとみて反対し、より柔軟な関税削減へのアプローチを

## 論 説

支持し、ベルギーはバイアン・プランの土台としての有用性は否定しなかったが、それがただの関税同盟にとどまり、社会政策の調整・投資の自由化などのより統合的な手段を欠いており、真の共同市場ではないという不満を表明した。西ドイツはバイアン・プランには好意的だったが、アデナウアーはEDCを遅らせることへの懸念を示し、またエアハルトも賛成はしたが、関税削減より交換性回復が先行すべきとの立場であった。ダレスもEPC条約の追加によってEDC条約批准がさらに遅れるのではないかと考え、必ずしもバイアン・プランを歓迎しなかった<sup>(41)</sup>。

フランスにおいては53年1月の政権交代で、統合推進派のシューマン(Robert Schuman)は閣外に去り、EPCへの政府の支持は消滅しており、またオランダで6カ国関税同盟の必要性が認識されつつあったのと並行してフランスでは国際収支悪化が進行し、高レベルの保護関税維持を困難にする関税同盟への反発が強まっていた。52年に国際収支悪化を理由にフランスがOEEC自由化計画の例外条項に基づいて再導入した数量規制への批判は強く、53年10月になりOEECはフランスに対して、54年3月までに75%削減というターゲットの実現を要求し、54年3月にフランスは53%の数量規制削減を決めるが、同時に10%の臨時関税を導入し、バイアン・プランのような自動的関税削減計画への反対を明らかにした<sup>(42)</sup>。

いずれにせよ、53年3月にバイアン・プランが最終的な形態を取ったときにはすでにEDC条約のフランスでの批准の可能性は極めて低くなっており、それに伴いEPC成立の可能性も極めて低くなっていたのであるが、53年10月にはローマでのECSC 6カ国次官級会議が関税同盟についての報告書を完成し、ローマ会議以降もパリでさらに官僚レベルでのバイアン・プランについての検討作業は継続した。フランスによるEDC条約の批准が困難さを増すとともにこの検討作業自体はアカデミックなものとなっていったが、メッシナ会談以後、スパーク委員会の



共同市場委員会での議論にこの検討作業の成果は利用されることとなり、決して無意味なものとはならなかった<sup>(43)</sup>。

## 5

54年夏のEDC条約批准失敗は、イギリスとベネルクス諸国とでは、その与えた影響は全く異なるものであった。これによって前者はさらなる西欧統合の実現可能性を低く見積もるようになり、自らの提唱するコレクティブ・アプローチによる世界規模の貿易自由化・拡大を目指す、“One World Policy”への執着ないし自信を強めることになったが、逆に後者はEDCとともに失われかけた統合へのモメンタムを維持する新たな試みおよび、消滅したペイアン・プランに変わる西欧域内貿易の統合的制度化の枠組みの必要性の認識を強めていった。

そしてこの認識から、54年9月から55年4月にかけて、当時ECSC最高機関（High Authority）の議長（President）を務めていたモネ（Jean Monnet）と54年4月にベルギー外相に返り咲いていたスパークによる通常エネルギー・民生用核エネルギーの分野と運輸・交通の分野での新たな超国家主権的統合機関形成構想と、ペイアンによる関税同盟に基礎を置き、幅広い政策調整の機能を持つ共同市場形成構想という二つの構想が独立して生まれ、55年5月、「ベネルクス覚書」（Benelux Memorandum）という名の下で、単一の提案に集約されていくことになるのである。

前者はまず、モネによってEDC失敗直後から検討対象として取り上げられ、ECSCにならった部門別の超国家主権的統合、いわゆるセクター・アプローチによるさらなる統合を意図したものであった。

54年9月中旬ごろにはすでにモネとスパークは連絡を取り合い、EDC失敗後の新たな統合へのイニシアチブをモネが考案し、それをスパークから他のECSC諸国に提案する必要があるという点で合意していたよ

## 論 説

うであるが、モネの側に ECSC のエネルギー、交通の分野への拡大という構想が生まれてきたのは、55年1月から2月ころのようである<sup>(44)</sup>。一方で、55年1月中旬には民生用核エネルギー共同体構想の最初の草案もモネの側で作成されており、この構想への道を開いたのは、アイゼンハワーが53年12月、国連で「平和のための原子力」演説を行っていたこと(したがってアメリカの支持が得やすいと考えられた)、当時、核エネルギーの将来への期待は一般に非常に大きかったこと、西ドイツに対してこの分野での何らかの抑制が必要であると考えられたこと、全くの新産業であり既得権益からの反発がなく超国家主権的管理に適するとみなされたこと、などの考慮であった。そして55年2月になり、スパークもこれらの構想に強い関心を示すようになり、両者間でさらに話し合いが継続されていった<sup>(45)</sup>。

他方、ベルギー政府内では EDC 失敗後、フランスの超国家主権的統合への強い反発を考慮した緩やかな OEEC 規模での自由貿易地帯構想が54年11月頃から浮上してきていたが(そしてモネとスパークも共同市場が成功するとしたら連邦主義的要素の少ない自由貿易地帯に近いものしかないであろうと考えていたが<sup>(46)</sup>)、これは、54年10月末に仏独首脳間で浮上していた二国間通商協定の動きを阻止するためのものであった。この協定は OEEC 以前の二国間主義への逆行として、ベネルクス諸国に強い危機感を与えており、バイアンもこれには不快感を示していたが、同時に彼は、ベルギー政府の考えるような OEEC 規模の自由貿易地帯も成功はしないであろうと考えていた。しかし、フランスにおいて EDC 条約批准失敗という事態をもたらした反ヨーロッパ統合的なマンデス＝フランス (Pierre Mendes-France) 政権が続く限りフランスが関税同盟に賛成することは無理であろうというのが、バイアンのこの時点での観測であり、オランダによる新たなイニシアチブはフランスの政権交代を待たねばならなかった<sup>(47)</sup>。

55年2月になり、そのマンデス＝フランス政権は倒れ、新たにフォーレ(Edgar Faure)政権が誕生したが、この政権は中道右派、ゴーストを含む連立政権であり、政権内部にかつてのEDC賛成派と反対派が同居するという状態であった。しかし、この政権交代により、ECSC議長としてのモネの後継者任命が当初の予定より遅れ、後継者選任のための6カ国外相会談を新たに開催する必要が生じ、モネとスパークは、この会談を同時に新たな統合構想の発表の場にするのを考案した。このモネ、スパークらの動きと相互に連絡はなかったが、3月になり、ペイアンはかつてのペイアン・プランにより幅広い政策協調をもちこみ、フランスの参加を容易にするため移行期間を設けた関税同盟を核とする新たな共同市場構想の採用をオランダ政府に働き掛け始め、3月末オランダ政府はこのペイアンの構想を承認した<sup>(48)</sup>。

55年2月から3月にかけて、モネとスパークは数度にわたり会談し、4月初めフランスによるパリ協定(WEU設立条約)批准後、スパークはモネ提案を盛り込んだ書簡をECSC諸国の外相に送付した。この中でスパークはECSCを拡大しエネルギーと交通分野を取り込み、さらに民生用核エネルギーの新たな共同体を設立するための会議開催を提案したが、この時のフランスと西ドイツの反応は冷淡なものであった<sup>(49)</sup>。

4月4日、このスパーク書簡とほぼ同時にペイアンはベネルクス諸国外相に彼の関税同盟＝共同市場構想を提案した。この書簡の中でペイアンは、部分的統合は特定のセクターの問題は解決しても他のセクターに新たな問題を引き起こし、消費者の利益をそこない、外国との競争を阻害し、ヨーロッパの生産性向上には寄与せず、包括的な統合ほどには連帯と統一意識の強化には結びつかないとして、各国政府ではなく、超国家主権の議会に対して責任を負う行政機構を持った組織の形成が必要であると主張した<sup>(50)</sup>。

これに対してスパークは4月7日に返答を送り、フランスの反対が予

## 論 説

想されるとしながらも、バイアの考えに基本的には同意した。一方、モネは4月6日の西ドイツ外務省高官との会談で、西ドイツは（特にエアハルトは）モネ＝スパーク提案だけならば受け入れないであろうが、一般的な共同市場とセクターアプローチとの同時提案なら受け入れ可能であろうと告げられており、4月23日、スパーク、バイアンおよびルクセンブルク首相ベック（Joseph Bech）による三者会談がおこなわれ、スパーク＝モネのセクター統合提案、バイアンの関税同盟による共同市場提案に、ベルギーの自由貿易地帯構想も盛り込んだ（したがって共同市場の形態としては関税同盟と自由貿易地帯のどちらもありうるとした）提案を一つのセットとして作成することが合意された。5月5日にはベネルクス覚書としてこの提案がまとめられたが、5月9日から11日のパリ NATO 理事会でスパーク、バイアン、ベックはよりフランスに受け入れられやすい提案とするためにさらに、当初案にあった、“common authority”の設立を“an organisation”の設立とあらため、“drawing up treaties”を“propose studies”に変更し、ECSC Assemblyに代えて European Assembly を設けるという部分を省いた修正版を作成し、5月18日これが正式に6カ国に送付された。ほぼ同時に、ECSC 総会はベネルクス覚書に基づき、さらなる統合進展のための6カ国外相会談の開催を求める決議をおこない、こうして6月1日、メッシナにおいて6カ国外相会談が開催されることになったのである<sup>(51)</sup>。

## 6

ベネルクス覚書に対して西ドイツ政府内部では、政治的理由から統合の進展を歓迎するアデナウアーおよび外務省と、経済的理由から6カ国限定の部門別超国家主権的統合に批判的であったエアハルトの間で意見の相違は存在したが、しかしこれは（後にみてゆくように）イギリス政府が期待したほどの激しい対立ではなく、基本的論点は統合するべきか

否かではなく、いかにして統合すべきかというものであり、結果的に西ドイツ政府内での省庁間の対立はそれほど政策決定に大きな影響を与えなかった<sup>(52)</sup>。

西ドイツにとって共同市場構想は、政治的には平等性の回復、経済的にはフランス市場へのアクセスを保証するという大きなメリットがあり、この点ではアデナウアーとエアハルトの間に大きな対立はなく、アデナウアーとエアハルトの統合のあり方についての意見の対立はむしろ、55年4月の時点で、モネがECSCの他分野（交通・エネルギー）への拡大提案を打ち出した時点でもっとも激しかった。エアハルトはさらなる超国家主権主義とセクターアプローチの組み合わせは国民経済の断片化をもたらすと批判し、西ドイツの電力業界もモネ構想に反対の方向で政府に圧力を行使した。エアハルトは西欧統合の政治的重要性は認識しながらも、貿易自由化・通貨交換性回復にむけての政府間協力推進を主張したが、これに対して外務担当国務相ハルシュタイン(Walter Hallstein)は、セクター・アプローチは一般的には望ましくないが、運輸・交通と民生用核エネルギーの分野には適していると判断し、また政府間協力では、特にイギリスが参加した場合、貿易自由化は進展せず、共同市場による超国家主権的アプローチが望ましいと主張した<sup>(53)</sup>。

5月18日のベネルクス覚書公表後、5月20日と22日の政府内の議論を経て外務省と経済省の妥協が成立し、西ドイツのメッシナ会談での対応はおおむね一本化された。原則としてエアハルトのセクター・アプローチ反対の主張は受け入れられ、例外的に交通・電力・原子力がセクター統合の検討の対象とされ、それ以外は単一のCommon Institutionによる非可逆的な貿易自由化それも、自由貿易地帯ではなく関税同盟による共同市場設立を受け入れることになった。これによって、完全に政府内での議論がなくなったわけではないが、この後55年末まで西ドイツの対応はほとんど変化せず、ベネルクス覚書成功にはこの西ドイツの同意が

## 論 説

決定的であった。さらに同じ経済省でも、後に実際にブラッセルのスパーク委員会以西ドイツ代表として共同市場委員会に参加したグレーベン（Hans von der Gröben）はエアハルトよりも、アデナウアー寄りで、超国家的共同市場に理解を示し続けた<sup>(54)</sup>。

イタリア政府は当初より関税同盟形式の共同市場を支持しており、メッシナ会談でもその支持は明らかであったが、6月1日のメッシナ会談開幕の時点で、最も不明確なのが、フランス政府の対応であった。51年から54年にかけてのフランスの保護貿易の強化、フランス経済に占める対西ドイツ貿易の割合の低さ、関税同盟への反発から、55年春の段階でフランス政府がセクター・アプローチ以外の統合を受け入れる気配はなかったのだが、核エネルギー分野での超国家主権的統合にはフランスは最初から極めて積極的であり、結局、この核エネルギーの統合構想を危機にさらしたくないとの考慮および、EDCに続いて再びフランスのために統合運動が行き詰まったとの批判を回避したいとの考慮が、フランスの対応を決定し、メッシナ会談ではフランスの共同市場構想へのとりあえぬの合意が確保された<sup>(55)</sup>。

ところで、この間、イギリス政府はどのような形で、このメッシナ提案に至るベネルクス諸国を中心とした6カ国による統合再開の動きに関わっていたのであろうか？

55年4月の時点で既にイギリス政府はメッシナ提案へ至るベネルクス諸国の動きについて情報を得ており、話はその時点にさかのぼることになる。55年4月18日、ハーグ駐在イギリス大使メイソン(P. Mason)は、同月5日、バイアンとおこなった会談について外務省に報告を送り、その中でバイアンが、西欧経済統合のための提案を発表する構想に言及し、モネの後任を選任するための ECSC 外相会談でさらなる経済統合問題が取り上げられるであろうこと、バイアン個人としてはエネルギーと交通といったセクター・アプローチには反対であり、閉鎖的関税プロッ

クとならないような形での関税同盟というアプローチを進めたいと計画していること、そして現在のところ OEEC はヨーロッパの経済復興に必要な統制を欠いていると考えていること、を明らかにしたと伝えてきた。メイソンによれば、バイアンは楽観的にすぎ、彼の構想がイギリスの通貨交換性についての見解、すなわちコレクティブ・アプローチに沿ったものであるか不明であるということであり、この時点ではこのバイアンの構想が具体化する可能性は低いというのが外務省の判断であった。またほぼ同じ頃大蔵省にもイギリスの駐 OEEC 代表エリス＝リース (Hugh Ellis-Rees) から、西ドイツはさらなる統合には慎重であり、特にエアハルトが批判的態度をとるであろうとの観測が寄せられており、近い将来 6 カ国による具体的統合計画が動き出すとは考えられていなかった<sup>(56)</sup>。

5 月になり、前節で見たようにベネルクス諸国はベネルクス覚書公表へと近づき、イギリス政府もこの内容を事前に通知されたが、この時点でもこの新たな統合への動きの望ましさおよび成功の可能性については外務省を中心に懐疑的姿勢が示されていた。

5 月 10 日、スパークより極秘にベネルクス覚書を手交されたブラッセル駐在大使ワーナー (C. Warner) は、直ちにこれを外務省事務次官補で、省内で西欧諸国との経済協力問題を担当する相互援助局 (Mutual Aid Department) の監督の任に当たるクールソン (J. E. Coulson) に送付したが、そこにワーナーによって付されたコメントは、ベネルクス覚書は交通の統合、エネルギー分野での共同計画化、核エネルギー開発での調整、ヨーロッパ経済の一般的統合についての諸計画を検討するための独立機関の設立のための ECSC 外相会談の開催を呼びかけるものであるが、スパークの目的は EDC の失敗により、停滞している政治的統合のかわりに経済統合を追求することであり、イギリスによる提案された会談への参加も歓迎している、というものであった<sup>(57)</sup>。

## 論 説

この報告に対してクールソンは、ベネルクス覚書には、西ドイツを西側陣営に引き止めるという政治的メリットがあることを認めはしたが<sup>(58)</sup>、外務省内の一般的見解は、5月14日付で外務省相互援助局長エッデン(Alan Edden)によって作成された「さらなる経済的協力および/あるいは統合のためのステップに対する連合王国の態度」と題する覚書に示されていたように否定的なものであった。

エッデンは「統合のための新たな試みには今は時期が悪い。政治的には西ドイツはいまだ誕生したばかりである。経済的にはイギリスは通貨交換性回復を考慮中である」とベネルクス諸国のイニシアチブに不快感を示し、6カ国とOEECによる会談というのなら受入可能であるが、イギリスのみが提案されている会談に6カ国とともに参加するのは望ましくないとした。しかし同時に「イギリスはいつまでも6カ国を押さえてはおけない」との認識も示され、ベネルクス提案に対するイギリスの当面对応は、(1)OEECとの活動の重複化を回避すること、(2)今後のイギリスの行動の自由を確保し、ECSCと同様な将来の6カ国との結びつきの余地を残すこと、(3)イギリスと6カ国との間にあまりに大きな亀裂を作らないようにすること、(4)他のヨーロッパ諸国とイギリスとの関係に影響を与えないようにすることとすべきであるとされた。仮に選択を強いられるならば、イギリスにとってはセクターアプローチの方が、単一のヨーロッパ経済を目指すアプローチよりも危険が少ないであろうが、イギリスの反対は6カ国による決定に影響を与えることはないであろうとされ、とりあえず提案された一般の方針は、さらなる政府間協力アプローチを推進するためOEECをできるだけ支持し、もし6カ国が何らかの行動をとることを決定したならば、イギリスは自身の対応を早急に決定し、事態をイギリスにとって不利益をもたらさない方向に動かすべきか否か、もしそうすべきならその方法はいかなるものであるべきかを決定しなくてはならないというものであった。エッデンはこの時点でべ



ネルクスによるイニシアチブの成功の可能性を全く否定していたわけではないが、同時に西ドイツはさらなる統合進展には消極的であろうとの見方をとっており、特にエアハルトの自由貿易主義と共同市場は両立しないだろうとの考えを示していた<sup>(59)</sup>。

また同じころ、駐ルクセンブルグ大使館からも、西ドイツ、特にエアハルトは統合進展には消極的であろうとの予想と、何よりもフランスが最大の障害となって、ベネルクス覚書からは何も具体的成果は生まれなまいだろうとの観測がよせられており、全体として外務省は当初よりさらなる統合進展への強い懐疑的姿勢を示していた<sup>(60)</sup>。

大蔵省も当然、外務省を通じてこの6カ国による経済分野での新たな統合のイニシアチブが6月1日のメッシナにおけるECSC外相会談で議論されることを事前に知らされていたが、すでに見てきたように当時の大蔵省にとってはコレクティブ・アプローチを通じて、ヨーロッパにとどまらない、IMFとGATTを基礎とした世界規模の経済共同体を実現する“one world policy”を追求することが最重要と見られており、その考えを支配していたのは外貨準備高の問題であった。前年夏に頂点に達して以来、始まっていた外貨準備の減少もそれが永続的傾向になるとはまだ認識されてはおらず、全体として54年から55年にかけては大蔵省にとっては安定期であった。大蔵省のヨーロッパ軽視の態度はこの6カ国によるメッシナでのイニシアチブの知らせに接してもただちに変化することはなく、外務省自体、決して大きな関心をメッシナに寄せていたわけではないが、大蔵省のこの時点での関心はさらに低いものであった(次章でみるように、6月中旬以降、官僚レベルでの省間委員会である内閣相互援助委員会(Cabinet Mutual Aid Committee: MAC)でこの問題が議論されるようになってからようやく大蔵省は関心を示し始めることになる)<sup>(61)</sup>。

5月31日には、クルソンから各在外公館宛にメッシナ会談開催直前

## 論 説

の時点での外務省の見解を示す電文が送られ、その中ではベネルクス覚書に対する肯定的姿勢も示されていたが、この時点でもやはり会談は大きな成果を上げない可能性が高いと見積もられ、イギリスとしては会談終了を待つ以外に具体的対応策を考慮する必要は認識されてはいなかった。ベネルクス覚書の肯定すべき点としては、政治的に西ドイツを西側陣営に結びつけ、西欧が通貨問題に関してアメリカから自立することを助けることができるかもしれない、という点があげられていたが、イギリスにとってベネルクス覚書の経済的メリットは定かではなく、イギリスや第三国にとって市場の喪失につながるかもしれないとの懸念が示され、イギリスはまず世界規模での貿易や通貨の交換性といった問題を考慮すべきであり、ヨーロッパ側も西ドイツが NATO の枠組みの中に定着するまでしばらく待つべきであるとされ、4 大会談が計画されているこの時期に、具体的統合計画が登場することは明らかに歓迎されてはいなかった。とはいうものの、イギリス側からさらなる統合計画に公然と反対することは6カ国からの批判を避けるためにも回避しなくてはならず、イギリスとしてはメッシナ会談の結果を待つべきであるが、いずれにせよ、この会談は結論とコミットメントを先送りにする可能性が高く、イギリスが一番関心を持つべきことは、6カ国との協力ではなく、「現存の合衆国との協力関係および我々に対して二国間関係という形式で何か利益を提供できるような他の国々との協力関係の発展である」というのが、クルソンの結論であった<sup>(62)</sup>。

この5月半ばから6月初めの時点では、公開された政府公文書の中には閣僚レベルでのメッシナ会談への関与を示す記録は存在しておらず、閣僚レベルでどのような認識がもたれていたのか定かではないが、当時外務担当國務相であったナッティング (Anthony Nutting) が、後年、BBC のインタビューに答えて回想したところによると、ナッティング自身はメッシナ会談に自らオブザーバーとして参加することを望んだが、

首相イーデンにこれを却下されたという。ナッティングによれば、イーデンはナッティングの参加により、イギリスとしてはおそらく実現できないこと（つまり共同市場への参加）への他国の期待がかきたてられることを懸念し、最初から創設者として加入するか、まったく関与しないかのどちらかをとるべきであり、前者の意思がない以上、参加すべきではないというのがこの時点でのイーデンのメッセナ会談に対する考えであったという。またナッティングはイーデンはイギリスが共同市場に加入することが持つ経済的重要性を理解するほどの経済問題への理解を持ち合わせていなかったとしているが、この点については当時イーデンの首席秘書官を務めていた外務省官僚のシャックバラ (Sir Evelyn Shuckburgh) も、同じインタビューに対して、イーデンは米ソとのサミットのような大国間外交の華やかな側面に関心が集中しており、ヨーロッパの経済問題に関心は薄かったと証言している。さらに彼はイーデンは45年から51年にかけての野党時代、マクミランのように欧州審議会の活動に参加しておらず、その分野をみずからの関心領域とみなしていなかったとも証言しているが、同時に、当時はイギリス政府中枢全体に自らの世界的役割についての過大評価があったし、イーデンの大陸への無関心さはイギリス大衆一般の帝国やアメリカと比べての大陸への関心の低さを反映ないし代表したものであり、これはイーデンに限らずメッセナ前後の頃のイギリス政府上層部に共通したものであったとしている<sup>(63)</sup>。

これらの証言の信憑性を計るすべはないが、公文書の記録上、ここまでの時点では閣僚による関心は示されておらず、この無関心ぶりの背後にはおそらく、官僚レベルで示されていたのと同様、メッセナ会談は成果を生み出さないという観測が存在していたように思われる。そしてメッセナ会談開催中にもそのような否定的予測を強調するような情報が外務省には寄せられており、ここでもやはりフランスの消極的姿勢とともに西ドイツ政府内でのエアハルトの超国家主権の統合への批判的と思

## 論 説

われる態度が主な予測の材料となっていた。しかし、実際のところエアハルトが主張していたのは ECSC の再現のようなセクター・アプローチによる超国家主権的統合を新たに繰り返すことへの批判であり、彼は貿易規制を排除し、関税撤廃に向けた共通の関税政策を採用し、資本の移動を容易にし、最終的に通貨交換性回復を実現することを目的とした「完全な統合」ないし「水平的な統合」の必要性を指摘し、核エネルギーに関しては例外的にセクター的で超国家主権的統合が望ましいと主張していたのであるが、イギリス政府においては、彼の主張は超国家主権性一般への強い批判、政府間協力主義の支持、OEEC と GATT という既存の制度の擁護と（イギリス側に都合のよいように）解釈され、かつ西ドイツ政府内部でのエアハルトの西欧統合政策への影響力も過大に見積もられていたようである。実際のところはずでに見たように5月下旬の段階で、エアハルトよりもアデアウアーおよび西ドイツ外務省の政治的考慮からの統合支持の姿勢が原則として採用されていたのであるが、イギリス政府はこの時点では、この西ドイツのメッシナ提案への強いコミットメントを把握し損ねていたのである<sup>(64)</sup>。

## 7

6月3日メッシナ会談の終了とともに6カ国外相は共同声明を発表し、いまや「ヨーロッパの再建のための新たな前進の時期が到来」し、それは「第一に経済分野でなされなくてはならない」のであり、「共同の機構の発展、国民経済の漸進的融合、共同市場の創設、社会政策の漸進的調整」によって「統一ヨーロッパ」を確立することが、「ヨーロッパの世界的地位を維持」し、「威信と影響力を回復」し、「継続的生活水準の向上」には不可欠であると宣言した。そのための具体的手段としては、ヨーロッパ規模の交通運輸手段のネットワーク確立のための共同検討作業、ガス・電気分野での協力、「核エネルギーの平和利用」のための「共

同組織) (“a common organisation”) の設立の検討, 「あらゆる関税と数量規制から開放されたヨーロッパ市場」 (“a European market, free from all customs duties and all quantitative restrictions”) の段階的設立, 共同地域開発のための「ヨーロッパ投資基金」 (“a European Investment Fund”) の創設, 労働条件に関する諸規則の漸進的調整の6つの目標が掲げられた。この目標実現のための手続きとしては, (1)これらの問題に関する条約, 取決めを作成するための会議を開催する, (2)「政治的地位にある人物」 (“a political personality”) を議長とし専門家に支援される政府代表による委員会が準備検討作業をおこなう, (3)この委員会では ECSC 最高機関, OEEC, 欧州審議会, 欧州運輸閣僚会議の各事務局に支援を要請する, (4)この委員会は 55 年 10 月 1 日までに報告書を 6 カ国外相に提出する, (5)最終報告書提出前に外相会議を開き中間報告書を検討する, (6) WEU の参加国であり ECSC と協力関係にあるイギリス政府をこの委員会に招請する, (7)この委員会にさらに他の国を招請すべきかどうか 6 カ国外相が決定する, というものであった<sup>(65)</sup>。

こうして, イギリスは非 ECSC 諸国としては唯一, メッシナ提案検討のためのパートナーとして招かれることになったのであり, 次章において, この招請の受け入れ決定に至るまでのイギリス政府の対応を詳しく分析してゆくが, その前に, 二点だけ, 本章でふれておきたいことがある。第一にメッシナ提案に対するアメリカの反応であるが, これは, アイゼンハワー政権のこれまでのヨーロッパ統合への強力な後押しからも当然予想されるような好意的なものであった。55 年 5 月には国務省はすでに, OEEC を通じての統合よりも, 6 カ国による統合へのアプローチを支持するようになっており, メッシナ提案に対して当初から, 公式にはあまり積極的な支持の姿勢は示されなかったが, これは EDC の例に照らして, アメリカによるあまり強い支持は逆に統合を強制する圧力と受け取られ, 特にフランスによる反発を招くおそれがあるとの考慮に基

## 論 説

づくものであり、国務省は背後ではメッシナ提案への支持の姿勢を明らかにしていた。モネとダレスの間の親交は1920年代にまでさかのぼるもので、ダレスはヨーロッパの連邦主義的統合をほとんど宗教的信仰といってもよいまでに理想視しており、メッシナ提案に関しても、この姿勢は揺らぐことはなかったし、次章以下でみるようにイギリス政府内に共同市場はOEECとの重複を招く好ましくないものであるとの見解が存在していた時も、国務省はメッシナとOEECは重複しないとの立場を取りつづけたのである<sup>(66)</sup>。

もう一つ、この時点でふれておきたいのが、6カ国側、それもメッシナ提案の生みの親であるオランダとベルギーが、メッシナ会談前の時点でイギリスにどのような対応を期待していたかというものであるが、当時オランダ外務省でメッシナ問題を担当していたボイゲル (Ernst van der Beugel) は、オランダ政府内には、共同市場成功にはイギリスの協力が、経済的にはともかく政治的には不可欠であるとの認識もあったが、完全なコンセンサスというものはなく、バイアンはイギリスの参加を期待はしていたが、仮にそれがなくても前進する決意を持っていたと指摘している。また当時スパークの側近であったスノイ男爵 (Baron Snoy) によれば、ベルギー政府は純粋にイギリスの参加を期待していたということである。そして、メッシナ声明で超国家主権主義へのあからさまな言及が回避されたのは、第一義的には、上述のようにフランスにメッシナ提案をより受け入れやすいものとするためであったが、同時にイギリスの協力を得やすくするためでもあったとされている。しかし、逆に言えば、メッシナ声明における明白な超国家主権性の要求の欠如は、超国家主権性の受け入れを交渉参加の絶対の前提条件としていたシューマン・プランと異なり、この点を理由とした参加拒否を不可能にするという意味で、むしろイギリス政府内の (圧倒的多数派であった) 参加反対派にとってはやっかいな問題を提示するという結果になってゆくのであ

る<sup>(67)</sup>。

メッシナ提案の持つ曖昧さがイギリスに対して提示したこの問題は共同声明への外務省内の最初の見解として、6月6日、外務事務次官カークパトリック (Sir Ivone Kirkpatrick) が記した覚書の中でも認識されていた。すなわち、シューマン・プランに対する招請と異なり今回の声明は新たな超国家主権的機構が必然的に生まれなくてはならないのかどうかを明確にしていない、またフランスも西ドイツも新たな超国家主権的機構の創立には熱心ではないようであり、イギリスが参加するなら両国とも政府間協力機構を歓迎するかもしれない、そうであれば、そして「それによって我々が今後おこなわれる提案に対して抑制的な影響力を行使できるのなら」ば、そのような機構への参加を考慮してもよいかもしれない、しかし新たな政府間協力機構の創設はOEECと重複するという問題を持っており、政府間協力という形式でもイギリスは共同声明が想定するすべてのプロジェクトに参加するのは困難である、というのが、カークパトリックの暫定的見解であった。したがって、「メッシナ会談より生じる我々にとっての主要な問題はさらなる統合のための手段を考慮するために設置されることになった委員会の作業に我々が参加すべきなのかどうかということである」と認識され、声明で予定されている検討委員会への招請にいかに対応すべきか、官僚レベルにとどまらない、閣僚レベルでの明確な政治的判断が必要になっていったのである<sup>(68)</sup>。

## 注

- (1) Milward, op. cit., pp. 119-120. 西欧域内貿易の発展への西ドイツの重要性については、Robert Marjolin, *Architect of European Unity, Memoirs 1911-1986*, (London, 1989), p. 227, p. 232. も参照。
- (2) Milward, op. cit., pp. 124.
- (3) *ibid.*, pp. 125-129.

## 論 説

- (4) *ibid.*, pp. 129-131, p. 133.
- (5) *ibid.*, pp. 133-134.
- (6) *ibid.*, pp. 134-139. 51年から58年にかけてのOEEC諸国の全輸出の増大率, 対西欧輸出の増大率, 対ECSC諸国輸出の増大率, 対北米市場輸出の増大率, 対西ドイツ輸出の増大率は, *ibid.*, p. 136, 表4.3, 51年から58年にかけてのOEEC諸国の対西ドイツと対西欧(西ドイツを除く)輸出額の毎年平均増大率は, *ibid.*, p. 137, 表4.4, 50年から58年にかけてのOEEC諸国の対西ドイツ輸出額の全輸出額に占める割合は, *ibid.*, p. 138, 表4.5, 57年時点でのOEEC諸国の対西ドイツ輸出のGNP比率は, *ibid.*, p. 139, 表4.6をそれぞれ参照せよ。
- (7) *ibid.*, p. 139.
- (8) *ibid.*, pp. 140-141.
- (9) *ibid.*, pp. 142-143.
- (10) *ibid.*, pp. 146-147, pp. 156-157.
- (11) イギリスと西ドイツの57年時点での工業製品関税率のレベルの差, イギリスの関税率の高さは, *ibid.*, p. 145, 表4.8を見よ。
- (12) *ibid.*, pp. 164-165.
- (13) *ibid.*, pp. 154-155. Marjolin, *op. cit.*, p. 232.
- (14) Milward, *op. cit.*, pp. 167-171.
- (15) *ibid.*, p. 159, 167.
- (16) Wendy Asbeek Brusse, *Tariffs, Trade and European Integration, 1947-1957*, (Macmillan, 1997) (hereafter cited as Brusse, *Tariffs, Trade*), pp. 79-80. Milward, *op. cit.*, pp. 176-177. Pierre Gerbet, "European Integration as an Instrument of French Foreign Policy" in F. H. Heller & J. R. Gillingham (eds.), *The United States and the Integration of Europe : Legacies of the Postwar Era*, (New York, 1996), p. 63. OEEC貿易自由化計画の詳細については, Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 81-82. 参照。
- (17) Milward, *op. cit.*, pp. 176-177. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 83-84, pp. 104-106. Gerbet, *op. cit.*, p. 63. フランスによる対応とフランスの保護主義の強さについては, Marjolin, *op. cit.*, pp. 250-251. も参照。
- (18) Milward, *op. cit.*, pp. 176-177. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 84-86. W. A. Brusse, "The Americans, GATT and European Integration, 1947-1957 : A Decade of Dilemma" (hereafter cited as Brusse, "The Americans, GATT") in



- Heller & Gillingham, op. cit., p. 231.
- (19) Brusse, *Tariffs, Trade*, p. 80, pp. 100-104. Milward, op. cit., pp. 180-181. A. G. Harryvan & A. E. Kersten, "The Netherlands, Benelux and the Relance Européenne" in Serra, op. cit., pp. 130-131.
- (20) Milward, op. cit., pp. 182-183. Kaiser, op. cit., p. 26. Marjolin, op. cit., p. 213, p. 245. Brusse, "The Americans, GATT", pp. 232-235.
- (21) Catherine R. Schenk, *Britain and the Sterling Area : From devaluation to convertibility in the 1950s*, (Routledge, 1994) (hereafter cited as Schenk, *Britain and the Sterling Area*), p. 113. see also, "The Sterling Area and British Policy Alternatives in the 1950s" in *Contemporary Record*, vol. 6, no. 2, 1992, pp. 266-286 by the same author. Milward, op. cit., p. 347.
- (22) EPUのメカニズム, 米商務省のEPUを通じての西欧経済統合進展の期待と米財務省の地域的貿易ブロック形成への懸念の対立, 国務省の意見の勝利については, Milward, op. cit., pp. 348-350. Federico Romero, "U. S. Attitudes towards Integration and Interdependence : the 1950s" in Heller & Gillingham, op. cit., p. 105. および Sally Dore, "Britain and the European Payment Union : British Policy and American Influence" in Heller & Gillingham, op. cit., p. 185. 参照。EPUの西欧域内貿易決済の二国間主義から多国間主義への転換に果たした重要性については, Marjolin, op. cit., pp. 215-216, p. 217. も参照。
- (23) Milward, op. cit., pp. 351-355. Schenk, *Britain and the Sterling Area*, p. 118. ロボット・プランの起源・内容については, Schenk, *Britain and the Sterling Area*, pp. 114-115. および, Stephen J. Procter, "Floating Convertibility : The Emergence of the Robot Plan, 1951-52" in *Contemporary Record*, vol. 7, no. 1, 1993, pp. 24-43. Sir Edwin Plowden, *An Industrialist in the Treasury : The Post-War Years*, (London, 1989), pp. 143-161. Sir Alec Cairncross, *Years of Recovery : British Economic Policy 1945-51*, (London, 1985), pp. 234-271. Henry Pelling, *Churchill's Peacetime Ministry, 1951-55*, (London, 1997), pp. 31-44. Kevin Jefferys, *Retreat from New Jerusalem : British Politics, 1951-64*, (London, 1997), pp. 16-21. などを参照。
- (24) Schenk, *Britain and the Sterling Area*, pp. 115-119, pp. 118-119. Milward, op. cit., pp. 355-356. Plowden, op. cit., pp. 146-155. Cairncross, op. cit., pp. 248-264. Pelling, op. cit., pp. 32-39. Jefferys, op. cit., pp. 17-18.

論 説

- (25) Milward, op. cit., pp. 356-357. Schenk, *Britain and the Sterling Area*, pp. 118-119.
- (26) Schenk, *Britain and the Sterling Area*, p. 121. Milward, op. cit., pp. 358-359. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 108-112. Dore, op. cit., p. 191.
- (27) Milward, op. cit., pp. 360-363. Schenk, *Britain and the Sterling Area*, pp. 121-122. Dore, op. cit., p. 191. Brusse, "The Americans, GATT", p. 238.
- (28) Milward, op. cit., p. 366, pp. 367-368. Schenk, *Britain and the Sterling Area*, p. 123.
- (29) Schenk, *Britain and the Sterling Area*, pp. 124-125. Milward, op. cit., pp. 365-366. スターリング勘定システムの詳細については, Schenk, *Britain and the Sterling Area*, pp. 7-11. および Dore, op. cit., pp. 169-170. を参照。
- (30) Milward, op. cit., p. 366, pp. 369-370, p. 371. Monika Dickhaus, "German Attitudes towards the Postwar Payments Systems, 1947-1958 : Costs and Benefits of Regional Payments Co-operation" in Heller & Gillingham, op. cit., pp. 206-207.
- (31) Milward, op. cit., pp. 373-375. Romero, op. cit., p. 105.
- (32) Schenk, *Britain and the Sterling Area*, pp. 122-123. Milward, op. cit., p. 376, 380. Romero, op. cit., pp. 107-109. Brusse, "The Americans, GATT", p. 238, p. 240.
- (33) Schenk, *Britain and the Sterling Area*, p. 126. Milward, op. cit., p. 379.
- (34) Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 166-167. Milward, op. cit., pp. 381-383, pp. 384-385.
- (35) EDC 失敗から WEU 成立の過程でのイギリスの関与については, 益田『第 2 次チャーチル政権と西ヨーロッパの統合, 1951 年-1954 年——チャーチル, イーデン, マクミランと「大国」イギリスの将来』参照。
- (36) Milward, op. cit., pp. 386-387.
- (37) Milward, op. cit., pp. 388-389. Schenk, *Britain and the Sterling Area*, pp. 127-128. Dickhaus, op. cit., p. 211, p. 213.
- (38) Milward, op. cit., pp. 390-393.
- (39) Milward, op. cit., p. 173, pp. 183-184. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 144-147. オランダの当時の経済構造とオランダにとっての関税同盟の望ましさについては, R. T. Griffiths & W. A. Brusse, "The Dutch Cabinet and the Rome Treaties"

in Serra, op. cit., pp. 464-469. も参照。

- (40) Milward, op. cit., pp. 185-187. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 147-148. Pascaline Winand, *Eisenhower, Kennedy, and the United States of Europe*, (Macmillan, 1993), pp. 31-32. Harryvan & Kersten, op. cit., pp. 131-132.
- (41) Brusse, *Tariffs, Trade*, p. 148, p. 152, p. 154. Milward, op. cit., pp. 185-187, p. 190. Winand, op. cit., pp. 31-32.
- (42) Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 148-149, pp. 150-151. Milward, op. cit., pp. 185-187. Marjolin, op. cit., pp. 250-251.
- (43) Milward, op. cit., pp. 185-187, pp. 190-191. Winand, op. cit., pp. 31-32. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 154-155. pp. 155-157.
- (44) Kane, op. cit., p. 16. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 157-158. Milward, op. cit., p. 191. Winand, op. cit., pp. 69-72. François Duchêne, *Jean Monnet : The First Statesman of Interdependence*, (New York ; Norton, 1994) pp. 263-264.
- (45) Duchêne, op. cit., pp. 264-266. Milward, op. cit., pp. 192-193. Harryvan & Kersten, op. cit., pp. 138-139.
- (46) Milward, op. cit., p. 191. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 158-160. Duchêne, op. cit., pp. 270-271. Harryvan & Kersten, op. cit., p. 137.
- (47) Milward, op. cit., pp. 192-193. Duchêne, op. cit., pp. 270-271. Harryvan & Kersten, op. cit., p. 133, p. 134, p. 136.
- (48) Duchêne, op. cit., p. 266. Brusse, *Tariffs, Trade*, p. 158. Milward, op. cit., pp. 193-194. Harryvan & Kersten, op. cit., pp. 139-146.
- (49) Duchêne, op. cit., p. 268, 271. Milward, pp. 193-194. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 160. Harryvan & Kersten, op. cit., p. 147.
- (50) Duchêne, op. cit., pp. 272-273. Harryvan & Kersten, op. cit., p. 146.
- (51) Duchêne, op. cit., p. 269, p. 274, p. 279. Winand, op. cit., pp. 73-74. Milward, op. cit., pp. 193-194, p. 195. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 160. Kaiser, op. cit., p. 23. Harryvan & Kersten, op. cit., pp. 146-154. H. J. Kusters, "The Origins of the EEC Treaty" in Serra, op. cit., pp. 214-217. Marjolin, p. 280.
- (52) Schaad, op. cit., pp. 39-40.
- (53) Schaad, op. cit., pp. 40-42. Kaiser, op. cit., pp. 23-24, pp. 50-51. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 160-161. Milward, op. cit., pp. 196-197, pp. 198-201. Harryvan & Kersten, op. cit., pp. 152-153.

論 説

- (54) Schaad, op. cit., pp. 43-44. Duchêne, op. cit., pp. 275-276, p. 277. Marjolin, op. cit., p. 281.
- (55) Duchêne, op. cit., pp. 278-279, pp. 281-283. Brusse, *Tariffs, Trade*, pp. 161-163. Milward, op. cit., pp. 201-206. Kaiser, op. cit., p. 24. Harryvan & Kersten, op. cit., pp. 152-156. Kusters, op. cit., pp. 217-218. Marjolin, op. cit., pp. 281-282.
- (56) FO371/116038/1, Mason (The Hague) to Caccia (FO), 18 Apr. 1955. FO371/116038, Ellis-Rees (Paris, OEEC) to Strath (T), 21 Apr. 1955.
- (57) FO371/116038/1, C. Warner (Brussels) to J. E. Coulson (FO), 10 May 1955. enclosing a memo. by the Benelux.
- (58) FO371/116038, Coulson to Warner, 20 May 1955.
- (59) FO371/116038/1, minute by A. J. Edden (MAD), 14 May 1955, 'UK attitude to further steps in economic co-operation and/or integration.'
- (60) FO371/116038, Allchin (Ambassador to Luxembourg) to FO, 18 May 1955.
- (61) FO371/116038/5, Edden to Strath (T), 27 May, 1955. enclosing the final version of the Benelux's memo. on further European economic integration. Michael Charlton, *The Price of Victory*, (BBC, 1983), op. cit., pp. 170-171. における、当時の大蔵省 Under Secretary (Permanent Secretary, Second Secretary, Third Secretary に次ぐ地位 : FO では次官補に相当) で相互援助部 (Mutual Aid Division) に属していたフィガース (Sir Frank Figgures) による回想参照。
- (62) FO371/116038/1, J. E. Coulson (FO) to C. Warner (Brussels), 31 May 1955.
- (63) Charlton, op. cit., pp. 169-170, pp. 171-173.
- (64) T232/430, "European Economic Integration : discussion arising out of the Messina Conference", J. A. M. Marjoribanks (UK delegate to ECSC High Authority, Luxembourg) to Edden (FO, MAD), 2 June 1955 ; enclosing a translation of an article in 'Handelsblatt' about Erhardt's views on future European economic integration. この時期のエアハルトのメッシナ提案支持の姿勢はたとえば, *The Foreign Relations of the United States*, (hereafter cited as *FRUS*), 1955-57, vol. IV, pp. 291-292.
- (65) CAB134/1028, MAC (55) 108, "Communique issued at the conclusion of the Messina Conference", 10 June 1955.
- (66) Kaiser, op. cit., p. 38. Winand, op. cit., p. 41, pp. 74-75, pp. 78-79. Charlton,

- op. cit., p. 186. Marjolin, op. cit., p. 282. Romero, op. cit., p. 111. 国務省の強いメッシナ支持の姿勢はたとえば、メッシナ会談終了直後のワシントンでのエアハルトとダレスの会談によく示されている。FRUS, 1955-57, vol. IV, pp. 291-292.
- (67) Charlton, op. cit., p. 175, p. 176. Kane, op. cit., p. 17. Duchêne, op. cit., p. 279. Kaiser, op. cit., p. 44.
- (68) FO371/116038/7, a communique of the Messina Conference issued by the Six on 3 June and minute by I. Kirkpatrick on it, 6 June, 1955.